

第 7 期美幌町総合計画 基本計画（素案）

基本目標1 時代の変化のなか、地域力を活かした共創による安心なまち【安】

1-1 町民との協働

現状と課題、基本的な考え方

＜住民参加と協働＞

【現状と課題】

平成23年4月、美幌町自治基本条例の施行により、町民が主役のまちづくりや協働の推進・コミュニティ活動を明文化しました。美幌町は過去より住民参加や協働が盛んですが、各ボランティア団体等はメンバーの固定化や高齢化が進み、若者の参画や後継者不足が引き続き課題となっています。

また、町民参加については、審議会等の開催やパブリックコメント等により参加の機会を創出するものの、多くの参加には至っておらず、青少年及び子どもの参加については、それぞれの年代に応じた機会を創出することができていないことから、次世代の担い手となる青少年及び子どもがより多く町政へ参加する手法の検討が課題となっています。

【基本的な考え方】

- 美幌町自治基本条例に基づく町民が主役のまちづくりを推進し、安心安全で心豊かな生活が送れるよう町民主体の自主的な活動に対し引き続き支援します。
- パブリックコメントの実施について、より多くの意見を公募するため、周知方法を改善するほか、応募のあった意見の活用手法を検討し、より多くの意見を町政に反映できるよう努めます。
- 青少年及び子どもを含む各世代の方に町政に対する関心を持っていただき、町政に参加いただける機会を創出していきます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)町民主権による自治の推進	①自治基本条例の適正な運用【政策推進課・政策統計 G】	様々な年代の町民が町政に参加してもらえるよう、パブリックコメントの効果的な実施、更には町民説明会や意見交換会の実施など、様々な手法により住民参加の推進を図ります。
	②自治基本条例に基づく青少年等の町民参加のまちづくりの推進【政策推進課・政策統計 G】	次世代の担い手である青少年及び子どもの意見を町政へ反映できるよう、町政に対し関心を持ち、積極的な参加を促進します。
	③自治基本条例に基づく協働のまちづくりの推進【政策推進課・政策統計 G】	高齢化により担い手不足が進む中、若年層を含む幅広い年代の方々に呼びかけ、これまで以上に町民や事業者、議会及び行政による協働の推進を図ります。
	④デジタルを活用した意見聴取の実施【政策推進課・政策統計 G】	デジタルを活用した即時にかつ簡易的に実施できる意見聴取の方法を取り入れ、パブリックコメントやアンケート調査に限らず、町民から意見を聴取する機会を増やし、町政参加の推進を図ります。

1-2 行財政システム

現状と課題、基本的な考え方

<行政運営>

【現状と課題】

行政組織については、行政ニーズの多様化・高度化をはじめとする社会環境の変化を踏まえ、効率的に対応できる組織体制の構築を基本とし、機構改革や業務量に応じた職員の適正配置を行っていく必要があります。

また、近年は自治体職員の人材確保が全国的な課題となっていることから、本町においても、社会人枠の採用を行うなど、将来を見据えた安定的な人材の確保と定着に向け、採用手法の工夫や働きやすい職場環境の整備、働き方改革の推進を通じた魅力ある職場づくりが課題となっています。

行政評価は、総合計画・予算・行政評価の各事業項目を可能な限り統一し、実効性の高い運用を図っておりますが、施策の進捗管理に効果的な KPI の設定と評価結果の効果的な活用に努めていく必要があります。

行政改革は、令和 7 年 3 月に第 5 次美幌町行政改革大綱及び実施計画を策定し、DX を活用した事務の効率化や利便性の向上、職員の人材育成や働き方改革に取り組むとともに、実施計画に紐づけている各種計画の進捗状況を「行財政運営警戒アラート基準」により把握することで、持続可能な行財運営の維持に取り組んでいます。今後も社会情勢等に適した健全な行財政運営を継続していく必要があります。

【基本的な考え方】

- 行政組織については、効率的に対応できる組織体制の構築を基本とし、機構改革や業務量に応じた職員の適正配置を進め、行政サービスの質の維持・向上を図ります。
- 複雑化・専門化する行政課題に対応するため、職員の政策形成能力や専門性の向上を図る人材育成を推進するとともに、DX の活用による業務改革や働き方改革を進め、将来を見据えた人材の確保・定着を図り、持続可能な組織体制の確立に努めます。
- 行政評価の結果等を活用し、事務事業の改善に取り組み、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めます。
- 健全な行財政運営を継続するため、「行財政運営警戒アラート」が発動した場合の対応や各種計画の見直しについて真摯な取り組みを継続します。

<財政運営>

【現状と課題】

財政運営計画に基づき、財政の健全化に努めていますが、生産年齢人口の減少による町税収入の伸び悩み、公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増加、社会保障関連経費の増大、物価高による経常経費の増大、人件費の上昇、加えて老朽化や耐震不足により多くの公共施設の整備が必要となるなど、町を取り巻く財政環境は厳しさを増しています。このような状況から、歳入では、ふるさと納税をはじめとする安定した自主財源の確保に努めるとともに、過疎対策事業債、辺地対策事業債など交付税措置のある地方債の有効活用と基金の計画的な取り崩しを行い、歳出では、事業の選択と集中化を図りながら将来を見据えた効率的かつ計画的な財政運営が求められています。

【基本的な考え方】

- 効率的で適正な行財政運営に努めるとともに、事務事業の透明性を図り、最小の経費で最大の効果をあげる取り組みを引き続き進めていきます。
- 将来に向けて質の高い行政サービスを提供するためには、財政情報の透明性を高めながら、事業の優先度や緊急性を常に検証しつつ、真に必要な事業に限定して取り組むなど、引き続き健全な財政運営を推進します。あわせて、自主財源の確保や、国・道の補助金・交付金の積極的な獲得により、安定的な財政基盤の構築に努めます。
- 各施設の使用料や書類交付などに係る手数料は、その行政サービスを利用する人から対価としていただくものであり、受益者負担の原則から定期的に経費の精査を行い、適切に料金の見直しを図ります。"

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)行政組織の活性化	①持続可能な組織運営を考慮した機構改革及び定員管理と適正配置【総務課・職員 G】	行政課題に応じた組織機構の見直しを柔軟に行うとともに、人員管理及び適正配置に努めます。また、行政のしごとの魅力発信により、やりがいや職員の思いの見える化を図ることで、人材確保を推進します。

	②職員の能力向上と能力、実績を重視した人事管理の推進【総務課・職員 G】	人事評価制度の活用に加え、役職や経験年数に応じた研修の実施を継続的に行い、個々のスキルアップとマネジメント力の向上を図ることで、人材育成を推進します。
(2)行政運営、行政サービスの効率化	①公共施設総合管理計画等の推進【財務課・契約財産 G】	公共施設等総合管理計画及び未利用施設除却計画の改訂を行います。未利用施設の除却にあたっては、施設の状態や安全性、地域への影響、財政状況などを勘案して計画的かつ効果的な除却を進めます。また、今後の地方公会計での活用を見据えた効率的な資産管理に取り組みます。
	②行政文書の適正管理とデジタル活用の推進【総務課・総務 G】	文書の作成から廃棄までの各段階における取扱いを標準化し、組織全体で統一的な文書管理を進めます。 また、運用状況を踏まえた業務プロセスの見直しを継続的に行い、紙文書の削減、決裁事務の迅速化、文書検索性の向上を図ることで、効率的・効果的な行政運営を推進します。
	③電子申請、イベント等の予約システムの整備【総務課・総務 G】	町民の利便性向上を第一に、オンライン化の需要の高い申請を調査し、オンライン申請できるよう進めます。
	④電算システムの管理運営、次期システム更新の対応【総務課・総務 G】	現在の強固なセキュリティは維持したまま利便性が向上させられるよう、国の方針を見ながら次期更新について検討、更新を行います。
	⑤広域連携事務事業の更なる推進【政策推進課・政策統計 G】	広域連携及び北見地域定住自立圏に関わる地域の課題解決や魅力発信を図るため、共通する地域課題の整理や解決に向けた調査・研究のほか、新たな連携を模索し、自治体間での連携を強化します。
	⑥効率的な自治体業務の推進	窓口に来なくても手続きが完結できる行政サービスの提供を進め、効率化につなげていきます。

	【総務課・総務 G】	また、生成 A I やデジタルサービスの活用を前提とした業務改善の検討を行うとともに、新しいデジタルサービスの活用に向けた検証を積極的に行います。
(3)総合計画の管理、行政評価の推進	①行政評価を含めた総合計画の進行管理の実施 【政策推進課・政策統計 G】	事務事業の効果検証に有効な KPI 指標の設定と、検証結果を反映した事務事業の改善を徹底し、総合計画・予算・行政評価が三位一体となり取り組むことで、効率的な業務遂行に取り組みます。
(4)総合戦略の着実な推進	①第 2 期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の随時見直しによる効果的な実施【政策推進課・政策統計 G】	人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢において、高い持続性・自立性を確保するまちづくりを進めるため、第 3 期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に実行するとともに、PDCA サイクルによる随時見直しによる効果的な推進を図ります。また、社会情勢や人口の推移を踏まえ、より効果的な戦略とすべく、（仮称）第 4 期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。
(5)健全な財政運営の推進	①第 3 次財政運営計画の着実な実行 【財務課・財務 G】	人口減少等の社会情勢の変化や新たな行政課題への計画的な着手・解決など、様々な状況に対応しながら、第 3 次財政運営計画を着実に実行し、持続可能な財政運営を図ります。
	②財政基盤の強化と効率的な財政運営 【財務課・財務 G】	公共施設集約化による維持管理経費削減のほか、国や道の補助金等の活用や自主財源の確保により、健全な財政運営を図ります。
	③過疎地域持続的発展市町村計画に基づく過疎対策事業の推進 【財務課・財務 G】	過疎地域の持続的発展のため、財政面で有利な地方債である過疎対策事業債の有効活用を図ります。

	④ふるさと納税 増収対策の推進 【政策推進課・ ふるさと納税推 進 G】	中間事業者と連携した効果的なプロモーション・寄附 募集の実施、新規お礼品の開拓及びお礼状の送付などを 行い、ふるさと納税の増収を図ります。
(6)行財政改革の 推進	①行政改革実施 計画の推進【総 務課・総務 G】	第 5 次美幌町行財政改革実施計画に掲げる取組項目の 進捗管理を行うとともに、行財政運営警戒アラートによ る各計画の目標値や財政指標等の確認結果を踏まえ、必 要に応じて各計画の見直しや取組内容の改善等を行うこ とで、健全な行財政運営を継続します。

1-3 デジタル化・DX

現状と課題、基本的な考え方

<地域のデジタル化の推進>

【現状と課題】

近年、日本全体でデジタル社会への移行が加速しています。特に、急速な生成 AI の進化やスマートフォンの普及は目覚ましく、国民全体のスマートフォン保有率は約 80%に達し、60 代では 9 割近く、70 代でも 7 割近くとなっています。また、町内におけるマイナンバーカードの保有率も 80%を超え、町民のデジタルツールへの接触機会が大幅に増加しています。しかしながら、このような状況にもかかわらず、役場の業務はデジタルに最適化されているとは言えない状況です。

このため、既存業務の見直し（BPR）やデジタルツールを更に活用していくことで、職員と町民双方の負荷を軽減し、利便性を向上させ、デジタルを活用した新たなサービスを提供していくことが喫緊の課題となっています。

【基本的な考え方】

- 町民の利便性向上に向け、ブロードリスニングを活用して町民のニーズや意見を幅広く把握しつつ、デジタル技術を最大限に活用し、効率的で便利なサービスの提供を進めます。同時に、デジタル機器の利用が困難な層へのサポートも並行して行います。

<DX 推進>

【現状と課題】

自治体業務を円滑かつ正確に遂行するためには、情報通信技術（ICT）の活用が不可欠です。私たちは膨大な量の多様な情報を保有し、それらを常に正確な状態に保つ必要があります。特に、町が保管する情報のほとんどが「個人情報」であるため、その管理は厳格に行い、運用にあたっては職員一人ひとりが情報の重要性、秘匿性、機密性を常に認識することが求められます。

令和 6 年の情報通信システム更新では、庁内ネットワークの無線化や個人用事務 PC のノートパソコン化により、職員の事務効率化を進めました。さらに、国のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進方針に沿い、基幹システムを国で定めた標準仕様のシステムへ移行しています。

今後も、国のデジタルガバメント計画を見据え、セキュリティ強化と利便性向上を両立した次期システムの構築を進めていきます。

【基本的な考え方】

- 自治体業務を行うにあたってお預かりする個人情報については、厳格なセキュリティ対策を講じ、安心・安全なデジタル環境を確立します。
- 職員の業務効率化を図るため、AIなどのデジタル技術を積極的に導入し、生産性を向上させます。これにより創出された時間を、より住民と向き合う時間や新たなサービス開発に充て、行政サービスの継続的な質的向上を目指します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)デジタル技術の活用推進	①オンラインの活用推進【総務課・総務 G】	町民の利便性向上を第一に、オンライン化の需要の高い申請を調査し、オンライン申請できるよう推進します。
	②デジタルツールを活用した情報発信方法の見直し【総務課・総務 G】	個々人の興味のある分野の HP の記事更新に合わせた SNS 通知を実施するとともに、生成 AI と HP を組み合わせた問い合わせ対応を実施します。
	③効率的な自治体業務の推進【総務課・総務 G】	窓口に来なくても手続きが完結できる行政サービスの提供を進め、効率化につなげていきます。また、生成 AI やデジタルサービスの活用を前提とした業務改善の検討を行うとともに、新しいデジタルサービスの活用に向けた検証を積極的に行います。
(2)デジタル共創による地域課題解決の加速化	①ブロードリスニングによる地域課題の収集・分析・可視化【総務課・総務 G】	地域アプリやアンケート(電子・紙)、SNS などあらゆるチャンネルを通じて情報収集を行い、動向を把握します。

	②地域課題解決のための官民連携プロジェクトの推進【総務課・総務 G】	ブロードリスニングなどで掘り起こした地域課題を官民連携で取組みます。
	③地域産業（農業、観光、福祉等）の DX 支援【総務課・総務 G】	各業種と意見交換を行い、必要な DX 支援について検討・支援を実施します。
(3)デジタルデバイドの解消に向けた対応	①スマホ・タブレット操作研修会などの実施【総務課・総務 G】	高校生や町内企業と連携し、デジタルデバイドの解消に向けた取り組みを推進します。
	②公共施設等における通信環境及びデジタルサービス利用環境の充実【総務課・総務 G】	デジタル施策を推進するにあたって、町内におけるデジタルサービスの利用環境などの基盤整備や活用方法の検討を行います。
(4)情報セキュリティの強化	①サイバー攻撃に対する対応【総務課・総務 G】	基幹システムに対するセキュリティ対策の継続実施を実施します。また、庁内システム利用者に対し、トラブル発生時の連絡体制及び初動対応を明確化し、関係者間で共有します。
	②職員の情報に対する意識向上【総務課・総務 G】	全職員に対するセキュリティに関する研修による意識の醸成を図ります。また、最新のセキュリティ事故事例を定期的に情報提供することで、知識の向上と適切な対策への行動を促します。
	③電算システムの管理運営、次期システム更新	現在の強固なセキュリティは維持したまま利便性が向上させられるよう、国の方針を見ながら次期更新について検討、更新を行います。

	の対応【総務課・総務 G】	
(5)町民サービスの効率化	①電子申請、イベント等の予約システムの整備【総務課・総務 G】	町民の利便性向上を第一に、オンライン化の需要の高い申請を調査し、オンライン申請できるよう進めます。
(6)自治体情報システムの標準化・共通化への対応	①業務の見直し・改善及びシステムの導入【総務課・総務 G】	国の仕様に合わせたシステムの導入推進を行うとともに、広域連携が可能な業務に関してシステムの共同利用を検討します。
(7)DX を牽引するデジタル人材の育成・確保	①デジタル人材育成・研修【総務課・総務 G】	デジタル人材の育成に向けた研修を継続して実施するとともに、DX推進室の設置・運営により、デジタル技術の積極的な導入及び活用を推進します。

1－4 危機管理体制

現状と課題、基本的な考え方

<防災体制の強化>

【現状と課題】

近年、大規模地震、線状降水帯、暴風雪、竜巻などによる被害が各地で発生し、災害に対する対策や防災意識の高まりが見られる中、国では国土強靱化の取り組みを進め、大規模災害の事前防災から復旧、復興までを一貫して担う防災庁を設置し防災体制の強化を目指しています。本町は、これまで災害発生が比較的少ない状況であります。震災や水害など町民の日常生活に大きな影響を与える災害は、いつ、どこで発生するか予測することが難しく、日頃から災害発生に備えておくことが必要です。

大規模な災害が発生した際、被害を最小限に抑えるには各家庭、自治会、事業所などの迅速な行動が必要です。また、自力で安全な場所に避難することが困難な災害弱者への配慮は、防災上、最も重要な課題です。

防災体制の充実に、自らの命は自らが守る「自助」、地域住民で助け合う「共助」の防災意識と、警察や消防署、自衛隊などの関係機関との連携及び情報共有が不可欠とされています。また、発災時においては避難所運営や要配慮者の対応等によりマンパワーが不足するとともに、災害対応と通常業務の配分、通常業務の再開手順が不明確であると業務の遂行に様々な混乱をきたすおそれがあります。

こういった状況から町では総合防災訓練を3年毎に実施し防災意識を高めるとともに、避難が困難な災害弱者が安全に避難できるよう個別避難計画を作成し、地域で支援する「共助」の実効性を高める取り組みを進めています。さらに、最低限の行政サービスを維持しながら早期に通常業務を復旧させるため業務継続計画（BCP）を策定し被災後の復旧に備えています。

自主防災組織の取り組みについては、地域住民が協力して平常時の備えから災害時の応急対応まで、幅広い取り組みが行われ、災害時に的確に行動ができるよう日頃から地域内の安全確認や資機材の整備、訓練の実施など防災意識を高めており、町は資機材の購入補助や防災リーダーの育成などの支援を行っています。

これまで災害の少ない町でありましたが、千島海溝周辺の大地震や地球温暖化に伴う異常気象など、これまで以上に災害のリスクが今後高くなると懸念されていることから、日頃からの一人ひとりの防災意識の維持とさらなる向上が課題となっています。

【基本的な考え方】

- 「美幌町地域防災計画」に基づき、防災体制の整備を進めますが、計画については随時見直しや充実を図ります。また、防災関係機関との防災協定の締結を推進するとともに、自ら避難することが困難な方々への対応として避難行動要支援者名簿と個別避難計画を作成し、より実効性のある避難支援の実現を目指します。
- 災害時においても適切な業務を執行するため策定した「業務継続計画」の運用を図ります。
- 災害時、被害を最小限にとどめるには個人の「自助」、地域の「共助」、行政の「公助」の連携が必須です。自身の備え、近隣の協力、公的支援により防災・減災につながるとされていることから、日頃から家庭や職場での備蓄品の点検、定期的な防災訓練、避難先やハザードマップの確認など、地域住民に能動的な備えと行動といった防災意識の維持向上を図る取り組みを進めます。

<陸上自衛隊美幌駐屯地>

【現状と課題】

近年、大規模な災害等が全国各地で発生しており、美幌駐屯地から隊員が派遣されるなど、過去の大規模災害時における陸上自衛隊美幌駐屯地の存在は大きく、隊区内2市8町においても重要な役割を担っています。また、国際平和協力活動等における支援活動は、多くの国民から高く評価されており、地域住民に大きな信頼を与えています。

戦後、最も厳しいと言われる安全保障環境を踏まえ、ロシアによるウクライナ侵攻は、戦闘機・艦艇・戦車などの従来型の兵器のみならず、大規模なミサイル攻撃、無人機による攻撃や情報戦といった新たな戦い方になっており、さらに中国の台頭による脅威など、これまで以上に懸念されています。このため、令和4年策定の防衛3文書では、南西諸島における防衛体制を強化することが明記され、当町の駐屯部隊の縮小や実員の減少が行われた場合には、地域の安全と安心、そして経済への深刻な影響が生じるものと懸念しています。

【基本的な考え方】

- 国による南西方面の部隊への体制強化により、美幌駐屯部隊の人員の縮小などが懸念されることから、自衛隊協力会など協力諸団体が一体となって国への要望活動と部隊への支援を強化させ、駐屯施設の改修、隊員の処遇改善、人員確保など人的・物的基盤の維持、充実を図っていきます。
- 平時においても部隊との連携強化を図り、災害に対応する体制を整えるとともに、住民への理解を深め、地域の安全、経済の活性など生活に根ざした自衛隊と共に歩むまちづくりを進めていきます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)防災体制の充実、強化	①地域防災計画及び国民保護計画に基づく対策強化【危機対策課・危機対策 G】	過去の災害の教訓を通して実情に即した計画へと更新します。また、災害時に自力での避難が困難な方を支援する個別避難計画については、デジタル技術の活用により円滑な運用を図るとともに、さらに平時からの見守り活動などにも活用し、地域における共助の輪を広げていきます。
	②備品の整備や訓練による防災意識の向上、体制の強化【危機対策課・危機対策 G】	備蓄計画に基づき備蓄品の整備を進めるとともに、防災訓練を充実させ、平時から防災意識の向上を図ります。
	③関係団体との連携や防災協定の推進【危機対策課・危機対策 G】	平時から総合防災訓練を実施し、警察、消防、自衛隊などの関係機関との連携を強化し、災害時の支援体制を確立します。また防災協定に基づく支援の輪を広げるため、締結先の拡大を図ります。
	④情報伝達の多重化【危機対策課・危機対策 G】	災害時における確実な情報伝達を図るため、既存のHPやテレビ、広報車による伝達手段のほか屋外スピーカーや防災アプリなどあらたな手段の導入を進め、多重化による確実な情報伝達に努めます。
(2)自助的活動の促進	①防災リーダーの養成【危機対策課・危機対策 G】	地域の防災リーダーを養成し、自主防災力を強化します。

	②自主防災組織の活動推進【危機対策課・危機対策 G】	自主防災組織の設立を促進し、防災訓練への支援や自主防災資機材購入補助金の活用を呼び掛け、地域における自主防災体制の充実を図ります。
(3)危機管理体制の充実	①危機管理意識の向上【危機対策課・危機対策 G】	職員研修や防災訓練を通じて、防災・減災の知識と危機管理意識を向上させ、的確な災害対応力の強化を図ります。
	②危機管理対応マニュアルの作成及び見直し【危機対策課・危機対策 G】	激甚化する自然災害への備えや要配慮者への対応など、多様化する地域の実情に即したマニュアルの見直しに取り組み、あわせて職員へ内容の浸透を図ることで行政機能の強化を進めます。
(4)自衛隊美幌駐屯部隊の充実整備	①美幌駐屯地の充実整備に向けた陳情・要望活動の推進【危機対策課・危機対策 G】	部隊の人員確保や隊員の処遇改善、施設の改修及び新編部隊の誘致など、体制の充実を図るための陳情・要望活動を推進します。
(5)自衛隊美幌駐屯部隊における防災対応と連動した体制の確立	①美幌駐屯地との連絡体制の充実強化【危機対策課・危機対策 G】	平時から地域での防災訓練や小中学校、高校での防災学校を通じて自衛隊とのかかわりを充実させ、災害時における相互の連携体制を強化します。
(6)自衛隊美幌駐屯部隊と地域住民との更なる一体感の醸成	①自衛隊協力諸団体との連携【危機対策課・危機対策 G】	美幌駐屯部隊充実整備期成会や美幌地方自衛隊協力会などの協力諸団体との連携を深め、駐屯地の行事や活動を支援します。また、旧海軍遺構の歴史継承と自衛隊の魅力発信を通じて、地域と自衛隊が一体となったまちづくりを推進します。

1-5 消防・救急体制

現状と課題、基本的な考え方

<消防・救急体制の強化>

【現状と課題】

多様化・高度化する災害対応、高齢化に伴う救急需要の増大、通信インフラの急速な進歩に加え、地球環境の変化に伴う自然災害の激甚化など、消防行政を取り巻く状況は急激に変化しています。これらの状況に対し、迅速かつ的確に対応していくことが求められています。

高機能消防指令センターは、24 時間体制で稼働しており、長期使用に伴う機器の消耗や経年劣化が想定されることから、通信指令システムの更新整備が必要となっています。

消防活動については、消防車両や資機材の計画的な整備を進め、総合的な消防力の向上を図る必要があります。また、消防団員数は現在、条例定数を下回っており、地域防災の中核を担う消防団として、更なる体制強化が求められています。

救急活動については、増加傾向にあった出動件数も、現在は概ね一定の水準を推移しているものの、高度化する救急医療に対応するため高規格救急車の更新整備をはじめ、必要な資機材の充実を図るとともに、町民に対し応急手当の知識と技術の普及を推進していくことが重要です。

【基本的な考え方】

- 町民一人ひとりの防火意識を高めるため、各年齢層に合わせた研修会の開催や防火の指導に努め、町内からの焼死事故の絶無を目指します。
- 大規模自然災害や複雑・多様化する災害に対するための消防施設・設備及び装備の充実とともに、即応体制の強化を図ります。
- 消防団への加入促進を図るとともに、常備消防との連携強化による実践的な防災体制を構築します。
- 高規格救急車の整備や救命処置に伴う装備の充実を図り救急体制の強化に努めるほか、各種団体へ救命講習等の普及に取り組み、応急処置の正しい知識と技術の習得による救命率の向上を目指します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)常備消防体制の充実	①消防車両・救助資機材の更新整備【広域組合・消防本部】	整備計画に基づいた計画的な更新を推進し、各種災害に応じた資機材の導入や必要に応じて新技術を活用した装備の導入も検討し、消防力の維持・向上に努めます。
	②災害活動用職員貸与品の更新【広域組合・消防本部】	耐用年数や使用状況に基づき、計画的な更新サイクルを設定し効率的に整備を進めていきます。
	③通信指令施設等の維持管理【広域組合・消防本部】	通信指令台、119 番受信システム、無線基地局などの通信指令施設について、定期的な保守点検を実施し、安定した通信環境の維持管理に努めます。
	④高機能消防指令センターの更新【広域組合・消防本部】	次期更新整備については、国や道の補助金等を活用し、計画的に進めていきます。また、通信指令業務の共同運用についても、管内消防本部との協議・検討を踏まえ、整備を進めていきます。
(2)火災予防広報活動の推進	①住宅用火災警報器の設置促進と維持管理の指導【広域組合・消防本部】	全戸設置を目標に PR 活動を継続します。また、電池切れの対応等について、各種防火指導や広報を通じて適切な維持管理を指導します。
	②通電火災防止のため感震ブレーカーの普及促進【広域組合・消防本部】	地震発生時の避難中や停電復旧時に起こる通電火災を防止するため、各種防火指導や広報を通じて、感震ブレーカーの普及に努めます。
	③消防関係団体との連携による啓発活動の充実【広域組合・消防本部】	消防外郭団体と連携し、消防弱者宅の防火訪問や火災予防運動等の諸行事を通じて、防火意識の高揚を図ります。

(3)消防団の充実	①消防団員の確保 【広域組合・消防本部】	SNS を活用して消防団員の募集を呼びかけるとともに、ふるさと祭りなどのイベント会場において消防団の活動を広く町民に周知し、団員の確保に努めます。
	②消防団安全装備品の計画的整備【広域組合・消防本部】	消防団員が安全に活動できる環境を確保するため、安全装備品の耐用年数や使用状況に基づく計画的な更新整備を進めます。また、災害特性に応じた装備の充実を図ります。
(4)救急体制の強化	①救急車両・資機材の更新整備【広域組合・消防本部】	高度化する救急医療に対応するため、救急車両および資機材の計画的な更新整備を推進し、国や道の補助金等を有効に活用していきます。
(5)救命に関する技術や知識の普及	①普通救命講習及び A E D 講習会の推進【広域組合・消防本部】	救命入門コースや分割講習、WEB 講習など、多様な受講形態を整えることで、誰もが受講しやすい環境を提供します。また、出前講座等の活用を促進し、救命に関する技術と知識の普及に努めます。

基本目標2 日々の暮らしやすさを紡ぎ、だれもが住み続けられるまち【活】

2-1 地域コミュニティ

現状と課題、基本的な考え方

＜住民自治・コミュニティ＞

【現状と課題】

町内には市街地・農村地区を合わせて65の自治会が存在し、これまで地域活動の中心的な役割を担ってきました。しかし、近年、自治会活動の中心となる役員等の高齢化が進み、新たな担い手の確保が喫緊の課題となっています。住民のライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、自治会への加入率低下が見られ、従来の自治会活動だけでは地域全体のニーズを十分に捉えきれない現状にもあります。地域への関心はあるものの、具体的な活動への参加に繋がらない住民、特に若年層や子育て世代など、情報提供の方法や活動内容が、住民の多様な関心やライフスタイルに合致していない可能性があります。自治会以外のボランティア団体、地域団体、NPO、サークル活動など、多様な主体による地域活動の存在は確認されるものの、それらの連携や情報共有は限定的な状況です。

また、地域コミュニティ活動の拠点である集会施設の老朽化が進行しています。活動の安全性や快適性など利用しやすい環境を作るため計画的な維持管理や修繕が必要な現状があります。

【基本的な考え方】

- すべての住民が主体的に地域に参画し、多様なつながりを通じて、誰もが安心して自分らしく暮らせる持続可能な地域コミュニティの形成を目指します。
- 自治会を核としつつも、ボランティア団体、地域団体、NPO、個人など、多様な主体が地域課題の解決や魅力向上に向けて連携・協働できる仕組みを構築し地域全体の活動の相乗効果を高めます。
- 若年層や子育て世代、転入者など、新たな視点やスキルを持つ人材が地域活動に参画しやすい環境を整備するとともに活動への参加意欲を高めるための情報提供や、多様な機会の創出、活動の魅力発信を強化します。
- 施設の老朽化対策として、中長期的な視点に立った計画的な維持管理、修繕、必要に応じた改修・複合施設化等を推進し、誰もが利用しやすい安全で快適な環境を確保します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)まちづくり活動の促進	①くらし安全まちづくり条例に基づいた実践活動の支援充実【町民活動課・町民活動 G】	「くらし安全まちづくり条例」に基づき、災害などから町民のいのちを守る活動が、町民一人ひとりの「自分ごと」としてとらえられ、主体的に行動できるよう、地域防災力の強化や多様な主体との連携を推進して防災意識の向上と実践的な知識の普及などについての支援を充実します。
	②まちづくり団体による活動促進【町民活動課・町民活動 G】	「びほろの活力共創事業」は、地域団体が自ら地域の活性化や課題解決に取り組む上での支援策です。この事業を最大限に活用し、地域をより良くするための活動が活発に展開されるよう、事業内容の周知と理解促進、企画・実施段階における伴走支援、多様な団体の参画促進などの支援を充実します。
(2)コミュニティ活動の促進	①コミュニティ組織や人材の育成と組織の活動支援【町民活動課・町民活動 G】	地域コミュニティが持続的に発展し、多様な住民活動が活発に行われるよう、コミュニティ活動の基盤強化と持続性の確保のため、既存の活動を尊重のうえその発展を目指すことを第一に捉え、さらには多様なコミュニティ活動への支援拡充や、地域貢献に関心のある住民が、気軽に地域活動に参加できるようなきつかけづくりや、活動への参画を促す仕組みを構築するとともに、それぞれのコミュニティ活動の意義や活動を通じて生じる町民間のつながりの形成など、コミュニティ活動の魅力発信を行うことで、若年層や子育て世代、転入者などが地域活動に関心を持ち、関われるような取り組みを推進します。

	(地域コミュニティの中核を担う「自治会」の推進)	現在、特に本町において地域コミュニティの中核を担っている「自治会」について、地域の繋がりや土台づくりとして、災害時等の相互扶助を念頭に置いた身近な近隣ネットワークの維持・継続を基本とした、持続可能な自治会運営のあり方について、自治会連合会をはじめ各地域自治会と共に検討を進め、地域のつながりと自治機能の強化を図ります。
	②コミュニティ施設への支援【町民活動課・町民活動 G】	地域住民の交流や多様なコミュニティ活動の拠点である施設が、安全かつ快適に利用され、活動が継続・発展できるよう、施設の安全性の確保と機能維持、利用促進を図ります。
(3)地域活力の基盤となる集会室の整備		地域住民の交流や多様なコミュニティ活動の基盤となる集会室について、将来にわたり持続可能な形でその機能を維持・発展させるため、「公共施設等総合管理計画」および「修繕計画」に基づき、集会室の現状評価を継続的に行い、安全・快適な利用環境の確保を図ります。一方で、施設の維持管理コストの最適化を図るため、機能や役割の重複、利用頻度などを踏まえた統廃合の検討も行います。これにより、限りある資源を効率的に配分し、全体として地域住民の活動拠点を確保します。

2-2 広報・広聴

現状と課題、基本的な考え方

<広報>

【現状と課題】

町では広報誌とホームページによる情報発信を主とした情報発信を継続しています。広報誌は必要な情報が町民に伝わるようレイアウト等のより一層の工夫と、1人でも多くの町民に情報提供がなされる体制の検討が必要です。ホームページは令和7年3月にリニューアルし、スマートフォンやタブレットなど多様な端末で閲覧しやすく、かつ更新された情報とコミュニケーションアプリ（LINE）が連携し登録者に更新情報が配信されるなど、時代に合わせた運用を行っています。一方、ホームページやLINEの利用が困難な層に対する情報格差への対応も必要です。

【基本的な考え方】

- 広報誌、ホームページ、SNSなど情報提供の手段が多様化している現状を踏まえ、今後はホームページやSNSを基本としつつ、情報を伝えたい世代と発信したい情報に応じた媒体を選びながら情報発信を行っていきます。
- 情報提供・共有はまちづくりの基本であり、その重要性も増していることから、より公平で開かれたものとするためにさらなる充実を目指します。

<広聴>

【現状と課題】

広く町民の声を聴くため、毎年地域と懇談の場を設けているほか、関係機関・団体等と意見交換を行うまちづくりミーティングを開催し、町が実施する各種施策に反映させていきます。また日々の暮らしの悩みや相談ごとを聞く機会を随時設け、町民にとって利用しやすい体制を継続しています。今後、さらに特定の関係団体に限らず多様な世代や層からの意見集約や収集手段、行政に対する提言や要望の見える化と反映の仕組みを検討するとともに、意見交換の実施を広報等で周知していく必要があります。

【基本的な考え方】

- 関係機関・団体や町民から寄せられる意見や要望は大変重要なものであり、各種施策の充実につながるものであることから、様々な手法を活用しきめ細かく要望等を把握し、行政に対する理解と信頼を深めていくための取り組みを引き続き継続・充実させます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)広報の充実	①広報誌の充実【町民活動課・広報相談 G】	広報誌を見る動機づけに対する取り組みをはじめ、広報誌の役割と機能を再定義し、限られた紙面を最大限に活用しながら、町民にとって本当に必要な情報が届くように改善を図ります。厳選された重要情報の伝達、情報への「入口」としての機能、情報の優先順位付けと精査、デジタル媒体との連携強化、紙面デザインの工夫により「町の最も重要な情報を伝える要約版」としての役割を担い、町民が必要な情報にストレスなくアクセスできる環境を整備します。
	②美幌町ホームページの充実【町民活動課・広報相談 G】	町のホームページは、単なる情報発信の場から、町民にとっての総合的な情報ポータルサイトへと進化させます。現在のウェブ技術と機能（サブサイト、コミュニケーションアプリ連携など）を最大限に活用し、町民の利便性向上と情報の効果的な伝達を目指し「いつでも、どこでも、誰もが、必要な情報に簡単にアクセスでき、町とつながることができる」プラットフォームとしての役割を確立します。
	③情報提供の多様化に向けた取り組み【町民活動課・広報相談 G】	町民への効果的な情報伝達と複数媒体での同時配信を実現するため、時代にあった SNS 等の情報発信媒体の拡大と最適化、また全職員が情報発信の重要性を認識し、積極的に情報提供を行う体制を整備します。情報発信の手段と質を向上させ、町全体で「情報を発信する力」を高め、町民が必要な情報をタイムリーかつ効果的に受け取れる環境を整備します。

	④まち育出前講座の充実【町民活動課・広報相談 G】	町民の生涯学習とまちづくりへの参加意欲を一層高めるため、講座メニューの拡充と多様化を図り「まち育出前講座」の質と内容をさらに充実させます。町民がまちづくりに主体的に関わり、学びを深めるための重要な機会として発展させていきます。
	⑤情報提供の官民連携に向けた取り組み【町民活動課・広報相談 G】	町がこれまで培ってきた情報発信の基盤を活かしつつ、民間組織や地域団体が持つ専門性やノウハウ、独自のネットワークを連携することで、より効果的で質の高い情報発信体制を構築します。
	⑥情報格差の解消【町民活動課・広報相談 G】	デジタルツールを活用した情報発信をさらに強化しつつも、それらの利用が困難な町民に対しても、公平に、そして確実に必要な情報が届くような多角的な情報提供体制を構築します。
(2)広聴の充実	①町民からの相談体制の充実【町民活動課・広報相談 G】	現状の相談窓口の維持・改善に加え、町民の利便性向上、専門性の強化、そして積極的な情報発信により、町民が「困ったときに頼れる場所」として、さらに利用しやすく、そして役立つ体制を構築します。
	②町民との意見交換の機会充実【町民活動課・広報相談 G】	町民の皆様の声を行政施策に活かすため、「まちづくりミーティング」をはじめとするこれまでの意見交換の場を大切にしつつ、より多様な声に耳を傾け、積極的に行政が直接町民の声を聞く機会を創出します。また意見の見える化と反映の仕組みを検討し、町民の納得感と参加意欲を高めます。

2-3 人権・多様性

現状と課題、基本的な考え方

<人権・多様性尊重の推進>

【現状と課題】

町では、人権擁護委員や女性団体が中心となり、これまで「人権」と「男女共同参画」それぞれの分野において、啓発活動や環境整備を進めてきました。小中学校での人権教室や講演会の開催、犯罪被害者支援条例の制定、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入などの取り組みが行われています。

一方で、現状においては、男女共同参画施策の継続に向けた担い手の確保や、女性団体主体にとどまらない多様な属性を持つ町民の参画促進、町民全体の理解度向上が引き続き課題となっています。また、インターネット上の誹謗中傷や差別など、新たな人権課題への対応も求められており、制度の認知度向上と利用促進、多様な人権課題への対応、町民の当事者意識の醸成が必要です。

これらの課題は、性別だけでなく、年齢、障がい、国籍、性的指向、性自認など、多様な背景を持つ人々が、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、地域社会に参画する上で共通するものです。町民一人ひとりが、互いの多様性を認め尊重し、誰もが安心して自分らしく生きられる共生社会の実現に向け、一層の取り組みが求められています。

【基本的な考え方】

- 町は、誰もが個人として尊重され、差別を受けることなく、等しく尊厳を持って生きる権利という人権の普遍的な理念に基づき、性別、年齢、障がい、国籍、性的指向、性自認など、あらゆる属性に関わらず、すべての町民がその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画できる共生社会の実現を目指します。
- 国の「男女共同参画基本計画」等も踏まえつつ、人権擁護委員や関係機関・団体、そして多様な町民との連携を強化し、人権・多様性尊重に関する意識啓発と学習機会の提供を推進します。セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス（DV）等の防止に向けた啓発と関係機関との連携充実を図るとともに、犯罪被害者支援や相談窓口の継続的な運営を通じて、不当な不利益を受けない環境整備に努めます。
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の認知度向上と利用促進を図り、多様な生き方を尊重する社会基盤を強化します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)人権を尊重したまちづくり	① 人権擁護の啓発 【町民活動課・広報相談 G】	継続的な啓発活動の強化を行い、より多様な世代や層に人権の大切さを伝えるための新たな啓発手法や機会を検討し、町民全体への波及効果を高めます。また、相談対応体制と連携の強化により相談者が抱える問題の早期解決と、それぞれの状況に応じたきめ細やかなサポートを実現します。
	② 犯罪被害者に対する支援【町民活動課・広報相談 G】	「犯罪被害者等支援条例」に基づき、日常生活支援、雇用の安定支援など必要な支援策を推進していきます。
	③ LGBTQ に対する理解促進【町民活動課・広報相談 G】	町民一人ひとりが LGBTQ（性的マイノリティ）について正しく理解し、偏見や差別をなくしていく取組を進めていくことで、誰もが自分らしく、そして安心して暮らせ、多様性が尊重される社会の形成を目指します。
(2)男女共同参画社会の推進	① 男女共同参画についての理解促進【町民活動課・広報相談 G】	令和 8 年度に策定する「第 5 次びほろ男女共同参画プラン」に基づき、町民一人ひとりの男女共同参画の重要性への理解促進に努め、日常生活や地域活動で実践できるよう、継続的な啓発活動を展開します。
	② 各種委員会等への女性登用【町民活動課・広報相談 G】	町の各種審議会や委員会等への女性登用状況について、引き続き定期的な調査を実施し、現状を把握します。また、女性登用率目標は、国の目標値を参考としつつも、本町における現状を踏まえ設定し、この目標達成に向けて各部局への女性委員登用の働きかけを強化します。

	③セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス（DV）の防止に向けた広報及び相談の充実【町民活動課・広報相談 G】	誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、引き続き相談窓口を継続・充実させるとともに、被害の未然防止や早期発見につながるよう、広報媒体を活用した啓発を強化し、相談窓口の周知徹底を図ります。 また、警察、医療機関、福祉機関など関係機関との連携を密にし、切れ目のない支援体制を構築し、実際の事例があった場合に素早い行動が取れるようサポートします。
--	--	---

2-4 地域の安全対策

現状と課題、基本的な考え方

<交通安全>

【現状と課題】

近年、全国・全道的に交通死亡事故は減少傾向にあるものの、悪質な飲酒運転や無謀な運転による悲惨な事故は依然として発生しており、尊い命が失われるケースがあります。本町の交通安全活動の現状としては、町民の交通安全運動への意識は高く、運転者への街頭啓発、幼児・児童生徒・高齢者等への交通安全教室開催など総ぐるみの取り組みにより、交通事故抑止に効果を上げています。今後、幼児から高齢者まで、全世代における交通安全意識をさらに高めるための学習機会の継続的な提供、そして特に、事故の被害者となりやすい高齢者向けの指導・啓発、高齢者の交通事故を未然に防ぐための継続的な取り組みが必要です。また、小中学生への自転車用ヘルメットの無償配布を引き続き実施し、自転車走行時の交通事故防止に努める必要があり、運転者への歩行者優先の徹底、および全年齢層への自転車走行時の交通ルールの遵守に関する指導・啓発の強化が必要です。

地域住民からの要望を適切に把握し、関係機関との連携を強化のうえ、交通施設の点検を充実させ、安全な環境整備をさらに推進し、交通事故の発生を未然に防ぐための取り組みを強化する必要があります。

【基本的な考え方】

- 交通事故がもたらす社会的・経済的損失の大きさを認識し、悲惨な交通事故を防止するため、町、警察署等の関係行政機関、関係民間団体との緊密な連携を強化し、効果的な施策を推進します。
- 町民の主体的な交通安全活動を積極的に支援し、また全世代を対象とした交通安全教育の機会を継続的に提供することで、「交通安全意識の啓発は家庭から地域から」を基本理念とし、町民参加・協働型の交通安全活動を推進します。
- 特に高齢者や自転車利用者の安全対策に重点を置くとともに、交通安全施設の整備・点検を計画的に実施し、安全な交通環境の維持・向上を図ります。

<防犯>

【現状と課題】

近年、特殊詐欺による犯罪が急増しており、年齢や属性に関わらず誰もが被害者となる可能性があります。巧妙な手口は町民の財産を脅かすだけでなく、地域社会全体の安心感を損なっています。日頃から町民一人ひとりの防犯意識を高めることが不可欠です。地域

ぐるみでの声掛けや、防犯活動への積極的な参加が求められます。防犯に関する活動は、主に各防犯団体が自主的に実施しています。これらの団体との連携をさらに深め、巡視活動や広報啓発活動を強化することで、地域全体の防犯意識を向上させる必要があります。特殊詐欺を含む犯罪の背後には、暴力団などの反社会的勢力が関与しているケースも少なくありません。地域から暴力団を排除し、暴追運動を更に推進していく必要があります。

防犯灯は平成 30 年度に LED 化が完了しており、町が維持管理を行っています。

【基本的な考え方】

- 地域が一体となり、安全で安心して暮らせるまちを目指します。
- 多様な媒体を活用するとともに、地域や防犯団体、警察、学校など一層の連携を深め、特殊詐欺や窃盗、不審者情報など具体的な犯罪手口や被害事例を積極的に共有することで、町民の防犯意識の向上と注意喚起を図り、合同での防犯パトロールや見守り活動を強化し、地域の防犯力を高めます。
- 暴力団等追放推進協議会との連携を強化し、引き続き地域からの暴力団排除に向けた意識啓発と具体的な対策を推進します。
- 既存の防犯灯の適切な維持管理に加え、配置の最適化を図ります。
- 警察や地域からの防犯に関する情報を集約し、犯罪の傾向や発生場所などを分析することで、より効果的な防犯対策を立案・実施のうえ、町民が安心して情報を報告できる相談窓口の充実を図ります。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)交通安全活動の推進	①点検体制及び交通安全対策の充実 【町民活動課・町民活動 G】	道路管理者等の関係機関との連携を密にし、定期的な点検に加え、街頭指導や巡回活動と一体的に、道路や通学路の安全確認を実施します。これにより、危険箇所や不具合を早期に発見し、迅速に危険箇所の改善や必要な標識の設置等につなげます。また、引き続き、カーブミラーや砂箱の管理を行い、安全対策に務めます。

	②交通安全啓発活動の充実【町民活動課・町民活動 G】	町民が主体的に参加する交通安全の街頭啓発活動を継続して実施します。これに加え、交通安全関係団体が行う啓発活動に対しても積極的に支援を行います。これにより、地域全体で交通安全意識を高めるための多様な取り組みを推進します。
	③交通安全学習機会の充実【町民活動課・町民活動 G】	全世代を対象とした段階的な交通安全学習の提供を行います。これまでと同様に、保育園、小中学校などでの交通安全教室を継続し、子どもの頃からの交通ルール・マナーの定着を図ります。また、地域や老人クラブなどの活動機会を積極的に活用し、全世代が交通ルール・マナーを再確認できるよう、実践的な学習機会を創出します。これにより、年齢や特性に応じた継続的な交通安全意識の向上を目指します。
	④高齢者の交通安全対策の推進【町民活動課・町民活動 G】	高齢者等の交通事故防止に資するため、「高齢者等運転免許自主返納等支援事業」を継続して実施します。また、地域や老人クラブなどの活動機会を積極的に活用し、高齢者が参加しやすい形で交通安全に関する学習機会を設け、交通安全意識の向上と実践につなげます。これにより、高齢者の交通事故を未然に防ぎ、安全で安心な地域社会の実現を目指します。
	⑤交通安全指導体制の強化【町民活動課・町民活動 G】	交通安全指導員の専門性向上を図るため、継続的な研修を実施し、指導員の育成と資質向上に努めます。また、交通安全関係団体との連携をさらに強化し、効果的な交通安全指導を共同で実施できる体制を確立します。これにより、地域における交通安全指導の質と量を向上させ、より実効性のある啓発活動を展開します。
	⑥自転車走行時の事故防止に向けた取組【町民活動課・町民活動 G】	町民が安全で快適に自転車を利用できる社会の実現を目指し、自転車利用者の交通安全意識の向上、交通ルールの徹底、そして安全な交通環境の整備を総合的に推進し、自転車に関連する悲惨な事故を未然に防止します。

(2)防犯対策の推進	①防犯・暴迫など各活動推進【町民活動課・町民活動 G】	防犯・暴迫活動団体への支援を継続・強化し、地域と一体となって町民の防犯意識を高めます。特に近年増加する特殊詐欺対策に注力し、被害者を一人も出さないことで、その資金源となる暴力団の活動を根絶していきます。
	②防犯に関する注意喚起【町民活動課・町民活動 G】	町は、防犯関係団体が行う啓発活動を積極的に支援します。また、町広報紙やホームページを通じて、多様な防犯情報や犯罪手口の内容を継続的に発信し、町民一人ひとりの防犯意識向上と具体的な危険への注意喚起を促進します。
	③相談窓口の充実【町民活動課・町民活動 G】	高齢者や子ども、情報弱者と呼ばれる人々を孤立させないためのきめ細やかな対策が急務となっており、効果的な防犯対策を立案し、実施していきます。また、町民の情報提供や相談が遅れてしまわないよう、気軽に安心して相談できる窓口を整備のうえ、町民一人ひとりがより安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。
(3)犯罪を防ぐ環境整備	①夜間における防犯対策【町民活動課・町民活動 G】	夜間における町民の安全を確保するため、防犯灯の適切な設置、維持管理、計画的な更新を継続し、地域住民が安心して通行できる環境を整備のうえ犯罪の起きにくい明るいまちづくりを進めます。

2-5 公共交通

現状と課題、基本的な考え方

<公共交通の充実>

【現状と課題】

本町における公共交通は、JR 石北本線、北見・津別を結ぶ路線バス、市街地路線バス、デマンド型申込バス「もーびー」、町内農村地区から中心市街地への乗合タクシー、混乗スクールバスなど、多様な公共交通機関が地域住民の足として利用されています。近年は、人口減少に伴い、公共交通の利用者が減少傾向にあります。また、公共交通の運行を担う運転手の確保が困難になっているなど、利用者減少と運転手不足が重なり、公共交通の維持・確保が困難になりつつあるなか「美幌町地域公共交通計画」に沿った更なる公共交通の維持・確保に向けた取り組みを進める必要があります。

【基本的な考え方】

- 町民の生活を支える公共交通の維持・確保と利便性向上を目指し、町民や地域からの要望を把握・検討し、関係機関と連携を図りながら、運行ルートの見直し、ダイヤの最適化、乗継ぎの改善など既存の公共交通の効率的な運行と利便性向上に取り組みます。
- 公共交通の安定的な運行に不可欠な運転手の確保に向け、事業者と連携し、新たな担い手の確保に向けた情報発信など、具体的な対策を実施します。
- 公共交通の利用機会の創出などを通じて、「利用者が乗って行きたい」と感じるような、選択される交通手段とするための意識改革を促す取り組みを進めます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分	施策の内容
-------	-------

(1)総合的な公共交通体系の構築	①交通網形成における協議・検討【町民活動課・町民活動 G】	次期公共交通計画の策定を視野に入れ、現在の公共交通が抱える課題を解決するための具体的な方策を検討します。また、地域の実情に合わせた、誰もが利用しやすく、将来にわたって維持できる公共交通の仕組みを築き、生活を支える足を確保し、地域全体の活性化を図ります。
(2)公共交通の利用促進	①利用者の意識改革と行動変容の促進【町民活動課・町民活動 G】	公共交通の重要性を理解し、積極的に利用しようとする「利用者の意識改革」と「行動変容」を促すために、「乗る」という行動や、「マイカー」から「公共交通」への転換を促し、一人ひとりが主体的に行動を変える意識を持ってもらう取り組みを行います。
(3)バス路線の充実	①バス路線の利便性の向上と利用促進【町民活動課・町民活動 G】	バス路線やデマンドバスが、町民の皆さまにとってさらに利用しやすく、無駄のない運行になるよう、バスやデマンドバスの乗降調査などを実施し利用実態の正確な把握を行います。それを基にバス路線のルートやダイヤの見直し、バス停の環境改善、デマンドバスの運行方法の改善など、より効率的で利便性の高い運行体制の検討を重ね、効率的で利用しやすく、無駄な運行をなくします。あわせて、不足している運転手の確保の取組を継続することで、持続可能な公共交通の実現を目指します。
	②混乗スクールバスの効率的運用【学校給食課・学校給食 G】	登下校便（各 1 便）に合わせて運行している混乗バス 8 路線（豊岡線 1、報徳線 1、古梅線 2、豊幌線 1、栄森線 1、田中線 1、日並線 1）については、今後の義務教育学校の開校又は統合地区における児童生徒数の減少を見据えた路線の統合並びに運行ルートの抜本的な見直しを行います。加えて、単なる規模縮小にとどまらず、児童生徒の通学に支障を来さない安全かつ確実な移動手段を確保しながら、より円滑で持続可能な運行体制の構築を目指します。

(4)鉄道の充実・確保	①鉄道利用の促進 【町民活動課・町民活動 G】	JR 石北本線は、町の基幹産業である一次産業の物流や、町民の通学・通院など、日々の生活に欠かせない重要な交通機関です。この重要な鉄道を守り、さらに利用を増やすため、沿線自治体との連携強化、利便性向上と魅力づくりをはじめ、町として、鉄道利用を促進するための独自の助成制度により利用促進を行います。
	② J R 石北本線の路線及び安全確保と利便性向上への要望【町民活動課・町民活動 G】	町にとって非常に重要な交通インフラである JR 石北本線が、今後も安定的に運行を続けられるよう、他の沿線自治体と引き続き緊密に連携し、共通の課題意識を持って、協力しながら積極的な要望活動を行っています。
(5)乗合タクシーの利用促進	①乗合タクシーの利便性の向上と利用促進【町民活動課・町民活動 G】	人口減少が進む中でも、乗合タクシーは農村地区にお住まいの方にとって、病院や買い物など、日々の生活を支えるための貴重な移動手段です。今後も安心して利用いただけるよう、継続した運行支援を行います。

2-6 国際交流

現状と課題、基本的な考え方

<国際交流の推進>

【現状と課題】

現在は主に町内高校生の友好姉妹都市ケンブリッジ高校への短期留学による交流が中心となっています。交流事業が高校生に限定的であり、ケンブリッジ高校からの留学生の来町も途絶え、それに伴いホームステイ受け入れボランティアとの関係性が希薄化するなど、町民全体の国際理解促進や交流機会の創出が十分ではありません。

【基本的な考え方】

- 町民全体が国際理解を深め、多様な文化に触れる機会を創出することで、国際化や地域活性化への対応可能な人材を育成し地域社会の発展を目指します。
- 高校生の短期留学事業を継続・充実させつつ、オンライン交流など、交流の形態を多様化します。
- 学生だけでなく、町民や地域団体など多様な主体が参加できる全町的な国際交流を促進します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)国際交流の推進	①国際交流に関わるボランティア登録の充実【町民活動課・町民活動G】	友好姉妹都市との交流活動について、町民全体へ積極的に情報発信を行い、特にホームステイ受け入れなど、ボランティアとして交流に参加するメリットや魅力を具体的に提示し、参加への意欲を高めます。また、町内の国際交流関係団体との定期的な情報交換や意見交換の場を設け、連携を密にしてネットワークを活かし、ボランティア募集や活動支援において協力体制を構築します。

	②友好姉妹都市を中心とした、地域間交流活動の充実【町民活動課・町民活動G】	高校生の短期留学事業は継続して実施し、未来を担う若者の国際感覚を育む機会を提供します。これに加え、町の特色である農業などの産業分野における専門的な交流を促進し新たな機会の創出を行います。また、インターネット等デジタル技術を活用した交流の強化も図り、全町的な国際交流活動へと発展するよう、情報発信と参加促進を強化します。
--	--	--

2-7 社会保障

現状と課題、基本的な考え方

<社会保障による支援>

【現状と課題】

国民健康保険及び後期高齢者医療制度については、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、一人あたり医療費が増加傾向にあります。

このことから、制度の安定的な運営のため、特定健康診査の受診率向上や特定保健指導等の保健事業の拡充による健康寿命の延伸及びジェネリック医薬品の更なる普及促進を図るなど、医療費の適正化に向けて取り組むとともに、保険税（料）の収納対策をより一層推進する必要があります。

国民健康保険の都道府県単位化により、北海道が財政運営の責任主体となったこと、さらに加入者負担の公平化に向けて、令和12年度からの保険料水準の統一が図られる予定であり、町としては、被保険者の資格管理、適正な保険税の賦課徴収による収納確保に努め、安定的な運用を推進する必要があります。

【基本的な考え方】

- 国の制度改正を踏まえ、医療費の適正化を図り、国民健康保険や後期高齢者医療制度の安定的な運営を図ります。国民健康保険制度の改正を踏まえ、これまでどおり身近な窓口として、国民健康保険事業で美幌町が担う役割を果たします。
- 健診の周知や重要性を町民に伝えるとともに、特定健診などの各種検診等の充実を図り、医療費の抑制に努めます。
- 保険税（料）が滞納とならないよう納期ごとの督促及び迅速な納付催告、また、納税者の利便性向上のため、公金の電子納付を推進するなど、早期収納に努めます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分	施策の内容
-------	-------

(1)国民健康保険事業の推進	①国民健康保険事業の健全な運営と適正な課税及び収納【戸籍保険課・医療給付 G】	北海道の国民健康保険は、加入者負担の公平化に向け、令和 12 年度より保険料水準の統一を実施予定であり、道内全市町村で統一保険料（税）率による賦課となり、都道府県単位化となりますが、道と町のそれぞれの役割を担い、特定健診の推進等により医療費の抑制を図りながら、安定的な運営、適正な課税及び収納に努めます。
(2)高齢者医療制度の推進	①後期高齢者医療保険制度の推進【戸籍保険課・医療給付 G】	後期高齢者医療保険制度の周知、啓蒙啓発、被保険者の資格管理、適正な保険料の賦課徴収による収納確保に努め、安定的な運用を図ります。

基本目標3 日常のつながりを協働に育て、福祉につなげる あたたかなまち【協】

3 - 1 地域福祉活動

現状と課題、基本的な考え方

＜地域福祉機能の充実＞

【現状と課題】

全国的には、人口減少局面を迎える中、高齢世帯や単身世帯の増加が見込まれ、複数の地域生活課題を抱える者が増加し、福祉ニーズは一層多様化・複雑化してきている状況です。

本町では、見守りや支え合い機能充実のため「SOSネットワーク事業」、「配食サービス」、「地域見守り活動連携協定」、「ボランティアポイントの創設」など体制整備に取り組んできました。

今後ますます加速する少子高齢化に対しては、地域住民・関係団体・各事業者等と一体となり、それぞれの役割を果たしながら連携・協力して住み慣れた地域で、安心して生活できるよう支援を継続する必要があります。そのためには、更なる公的福祉サービスの充実と共に福祉コミュニティの創出と助け合いの基盤づくりが重要です。

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（互助）、制度化された相互扶助の利用（共助）、行政が責任をもつ公的福祉サービスの提供（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させることにより、はじめて実現することができます。

生活保護制度については、被保護世帯が平成25年度をピークに微減となり、令和7年12月末現在の人口1,000人当たりの生活保護者数は15.7人となっております。生活困窮者に対して就労支援などを行っている支援機関と連携し、適切な指導・援助と自立に向けた支援を進める必要があります。

【基本的な考え方】

- 住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を継続するため、町民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア、学校、企業などと連携・協力しながら、より一層地域の方の生活課題に対応する仕組みの構築を進めていきます。

- 自治会や民生委員・児童委員、ボランティアなど地域住民の支え合いによる見守り体制の推進に加え、AIなどの先進技術を活用した見守り体制の構築に向けて、最新技術の情報収集と検討を進めていきます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)地域福祉活動の推進	①地域福祉を推進する体制づくり【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	関係機関や住民と協働し、地域の実情やニーズを踏まえた地域福祉計画を策定するとともに、住民が主体的に関わるボランティア活動や地域づくりへの参加により地域のつながりの強化を図ります。
	②社会福祉協議会の活動充実と支援【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	経営基盤を強化し安定した法人運営継続を図るため、必要な支援を行うとともに、専門性のある人材確保また質の向上に向け協働し、福祉の充実を図ります。
	③ボランティアセンターの充実と支援【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	活動事例の紹介や成功体験について、関係機関を通じ広く町民に共有するなどにより、ボランティア活動の魅力を発信し新たな参加を促進するほか、ボランティアコーディネーターの活動や必要な連携と住民への情報提供を図ります。
	④地域における見守り体制の充実【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	自治会や民生委員・児童委員、ボランティアなど地域住民の支え合いによる見守り体制の推進に加え、AIなどの先進技術を活用した見守り体制の構築に向けて、最新技術の情報収集と検討を進めていきます。
(2)利用者の視点に立った福祉サービスの提供	①成年後見実施機関の運営と市民後見人の養成【保健福祉課・高齢介護 G】	社会福祉協議会と連携して成年後見実施機関を運営し、総合相談、市民後見人の養成及びフォローアップ、町民講座の継続的な実施などにより普及啓発を行います。

	②日常生活自立支援事業の推進【保健福祉課・高齢介護 G】	必要な方が事業を活用できるように、福祉サービスの利用援助等を社会福祉協議会と連携して推進するとともに、地域包括支援センター等により、事業周知を行います。
(3)低所得者への自立の支援	①相談支援体制の充実【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	社会福祉協議会が行う生活困窮者相談支援事業を支援するとともに NPO、関係団体、行政等が連携を密にし、相談支援に関する情報共有を強化するとともに、相談支援の内容や利用方法を HP、パンフレット、SNS 等を活用し周知を図ります。
	②生活困窮者に対する生活保障と自立の助長【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	生活保護制度、緊急小口資金や生活福祉資金貸付等の福祉制度を継続しつつ、就労相談や職業訓練などにより就労機会や能力開発を推進します。 また、関係機関の連携を強化し根本的な原因の共有を図ります。
(4)地域包括支援センターの機能充実	①機能の充実と適正運営【保健福祉課・高齢介護 G】	業務量に応じた適切な人員配置、行政との連携強化、運営協議会の設置によりセンターの円滑な運営や評価を行います。

3-2 高齢者福祉

現状と課題、基本的な考え方

<高齢者福祉の充実>

【現状と課題】

全国的に総人口が減少を続ける一方で、高齢化は世界に例を見ないスピードで進み、令和7年には団塊世代が75歳以上となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には介護ニーズが高い85歳以上人口がピークを迎えると予想されています。

本町においては、高齢者人口のピークは既に過ぎ、減少傾向に推移しています。しかしながら、人口減少によって高齢化率は年々上昇を続け、65歳以上の高齢者人口及び高齢化率が令和7年12月末で6,471人で38.5%と、最も高齢者人口が多かった令和2年2月末の6,842人で35.6%と比較して、371人減少していますが高齢化率は2.9%も上昇しています。

今後、さらなる高齢化の進行に伴い、単身高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれることから、地域における見守りや支え合いの重要性は一層高まっていくものと考えられますが、こうした地域活動の担い手自身も高齢化となり、見守り体制の維持が困難になることが懸念されます。また、後期高齢者などの増加により、介護給付費や医療費の増加が見込まれる一方で、深刻化する人材不足により、医療・介護サービスの供給体制が需要の増加に追いつかず、必要なサービスを十分に提供できなくなる可能性も課題であると考えています。

【基本的な考え方】

- 高齢者自身が地域における見守りや支え合いの担い手として活躍できる仕組みづくりを進めながら、ボランティア活動や社会参加の促進により、支える側としての役割を担っていただけるような環境づくりを目指します。
- 健康寿命の延伸と介護予防の推進は重要施策の一つであり、重症化予防や自立支援の推進など、将来的な給付費等の抑制につながる取り組みを進めながら、フレイル予防事業の充実と推進を目指します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策の区分		施策の内容
(1)高齢社会への対応	①高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進【保健福祉課・高齢介護 G】	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくために、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、地域全体で支え合う仕組みづくりとなる「地域包括ケアシステム」を深化させ、介護保険制度を含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進と円滑な実施を目指します。
	②高齢者虐待防止及び早期発見のための体制の整備【保健福祉課・高齢介護 G】	広報活動及び各関係機関・町民向け研修会を継続的に実施し、周知を図ります。また、高齢者虐待が発見された場合は、地域包括支援センターと連携し、早期解決に向け対応します。
	③緊急通報装置の整備による高齢者等の安心の確保【保健福祉課・高齢介護 G】	身体的又は精神的な理由により、緊急時の迅速な対応が困難と認められる高齢者等の居宅に緊急通報装置を設置します。また、固定回線が不要なモバイル機器の導入など設置時の負担軽減やニーズを踏まえた環境整備を検討します。
	④地域における見守り体制の充実【保健福祉課・高齢介護 G】	地域自治会や民生委員、ボランティアなどによる高齢者見守り体制の推進に加え、AI などの先進技術を活用した見守り体制の構築に向けた最新技術の情報収集と検討を進めます。また、世代を問わずボランティア活動や高齢者の社会参加を促進し、地域力の再構築について検討します。
	⑤認知症高齢者対策の推進【保健福祉課・高齢介護 G】	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、相談支援体制の強化を推進するとともに、認知症初期集中支援チームを活用した適切な診断に基づく早期介入を実施します。また、デジタルツールを活用した「脳の健康チェック」を通じて、脳の健康意識を高め、認知症予防を促進します。

(2)自立生活の支援	①健康づくり・疾病予防の推進【保健福祉課・高齢介護 G】	フレイル予防教室や出前講座の周知を強化し、参加者や出前講座を希望する自治会・シニアクラブの増加を図ります。また、健康診査の受診勧奨にも努めるとともに、しゃきっとプラザでの運動教室のメニューを充実し、体力向上と自立生活・社会参加を支援します。
	②認知症に対する支援体制の整備【保健福祉課・高齢介護 G】	認知症カフェの開催について、認知症高齢者本人の居場所づくりと介護者等の負担軽減を目的に、開催回数や場所の検討を行います。また、幅広い世代による支援体制の構築を目指し、若年層を対象としたサポーター養成講座についても検討します。
	③生活支援サービスの基盤整備の推進【保健福祉課・高齢介護 G】	多種多様な生活支援の取組をコーディネートする機能の充実や、活動意欲の高い高齢者がボランティアや趣味を活かして活躍出来る場の検討など、生活支援サービスの基盤整備を推進します。
	④生活環境の整備【保健福祉課・高齢介護 G】	間口除雪などの実施により、冬期間の生活環境の整備を行います。（一斉除雪後の置き雪対策による通路確保）
	⑤災害時における避難支援【保健福祉課・高齢介護 G】	避難行動要支援者名簿作成により、災害発生時に自力では避難できない要支援者のための地域の自主的な取組を促進します。
(3)権利擁護事業の促進	①成年後見制度の普及啓発、市民後見の推進【保健福祉課・高齢介護 G】	社会福祉協議会と連携し相談窓口の運営、成年後見制度の周知及び市民後見人の育成・支援を行うことにより高齢者の権利擁護を図ります。
(4)高齢者福祉施設の整備	①高齢者のニーズに合った多様な住まいや施設の確保【保健福祉課・高齢介護 G】	高齢者のニーズや将来推計を十分に勘案のうえ、民間活力を活かした高齢者施設等の整備について、事業者との協議を行います。

(5)高齢者の社会参加、生きがい活動の促進	①高齢者の就労に対する支援【保健福祉課・高齢介護 G】	美幌町シルバー人材センターの活動支援及び活動等について広く PR し意欲ある高齢者の就業の参加を促します。
	②生涯学習、文化・スポーツ活動機会の充実【社会福祉課・社会教育 G】【スポーツ振興課・スポーツ振興 G】	シニア世代を対象とした取組としては、健康寿命の延伸を目的とした体力づくり講座やデジタルデバイドの解消を目的としたスマートフォン活用講座を実施します。特に、スマートフォン活用講座においては、町内の取組と連携し、今後展開される予定である地域アプリの活用等、ニーズや時々のデジタル関連事業に合わせた内容を取り上げ、情報を町民が等しく取得し、活用できるよう取り組みを進めていきます。
	③社会活動参加の促進【保健福祉課・高齢介護 G】	町内の各シニアクラブの活動に対し、継続的に補助を行い、活動を支援します。また、高齢者のボランティア活動や健康づくり活動のために多目的バスの貸出しを行います。
	④高齢者の学習と活動機会の充実【社会教育課・社会教育 G】	高齢者の特性やニーズに応じた学習活動機会を提供し、人生100年時代を健康で生きがいと活力ある生活につながるよう各課の専門性を生かし計画的・継続的な活動の場を提供するとともに、若い世代や地域を支える役割として高齢者の活動・活躍の場を支援していきます。
(6)介護保険事業の安定化	①介護保険事業の安定と健全化【保健福祉課・高齢介護 G】	介護保険制度の内容や仕組みについて、各種広報媒体を活用して啓発活動に努めます。安定した制度運営を行うため介護給付費等の適正化に対する取組に努めます。
	②介護人材の確保対策の推進【保健福祉課・高齢介護 G】	介護人材の確保及び資質の向上と定着に向けて介護サービス事業者、国や道と連携のうえ取組を推進します。外国人を含むすべての介護職員が働きやすい環境を整備します。

3-3 障がい者福祉

現状と課題、基本的な考え方

<障がい者福祉の充実>

【現状と課題】

本町では、「第7期美幌町障がい福祉計画及び第3期美幌町障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人の積極的な社会参加や住み慣れた地域の中での自立を促進するとともに、町民、ボランティア、関係機関・団体、民間企業等と連携を図りながら、誰もが安心して暮らせる人にやさしいまちづくりを進めてきました。

障がいのある人が地域で自立した生活をおくるためには、地域が障がいのある人に対する正しい理解を深めることや就労の場の確保、生活環境の整備、不当な差別的取り扱いの禁止とともに合理的配慮の提供など、障がいのある人や家族及び介護者等への支援体制の確立が課題となっておりますが、令和3年には、広域（北見市、津別町、置戸町、訓子府町、美幌町）の圏域で地域生活支援拠点等を設置し、障がいのある人を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することに努めています。

町内には子ども発達支援センターがあり、発達に支援を必要とする未就学児童一人ひとりの特性や成長段階に応じた発達支援を行うとともに、家族への相談・助言など必要な支援を行っています。

障がい者は、年齢や障がいの程度、生活状況などが様々ですが、住み慣れた地域で安心して、活き活きと自立した生活をおくるために地域社会全体で障がい者を理解し、支えていくことが必要です。

【基本的な考え方】

- 障害者総合支援法の理念を踏まえつつ、「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「障害種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等」、「入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」を基本方針として「誰もが安心して、暮らせる人にやさしいまち」の実現に向け、着実に事業を推進していきます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)障がい者福祉の推進体制の充実	①障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の推進【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	計画期間満了ごとに国から示される基本方針の見直し事項を策定計画に的確に反映させるとともに、当事者のニーズ、また美幌町自立支援協議会や基幹相談支援センター等の関係機関の意見を反映させた計画を策定し、障がい福祉の増進を図ります。
	②障がい者に関する相談、指導の充実【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	SW、PSW、CW等の専門スタッフの充足を図るとともに、各関係機関とのネットワーク強化による情報共有により利用者主体の支援推進を目指します。また、各種支援ツールやアプリ等の活用による支援を充実させます。
(2)障がい者の自立生活の支援	①福祉サービスの提供体制の充実【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	担い手不足が慢性化している介護人材に関して人材確保及び質の向上を積極的に行うとともに、ICT・テクノロジーの活用により事業所におけるサービス提供の効率化を目指します。
	②障がい者の家族・支援団体等のニーズ把握【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	フォーカスグループや意見交換会の開催により自由な意見交換の場を設け、直接意見を聞くことで具体的な課題や要望の把握に努めます。また集約したニーズに関してデータベース化し分析や対策に活用していきます。
(3)障がい者福祉施設の整備	①障がい者の生活・訓練施設等の整備促進【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	国、道の補助金を活用しつつ、民間活力による施設整備の支援を行うとともに、当事者のニーズを的確に把握し、施設の多様化、充実を目指します。
	②子ども発達支援センターの充実【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	保健・医療・福祉・教育機関との連携を図りながら、早期相談や継続的な支援につながる体制の充実を図ります。

(4)障がい者の社会参加、生きがい活動の促進	① 就労機会の確保【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	障がい者雇用に理解のある地元企業の発掘やマッチングイベントを検討するとともに、就労支援サービス（就労移行支援、就労継続支援）の拡充、職場環境の改善と合理的配慮の推進を図るとともに、障がい者の職業訓練や技能習得及び I C T を活用した環境の整備を目指します。
(5)権利擁護事業の促進	① 障がい者差別の解消と虐待防止【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	障がい者への理解促進を図る取組みや差別意識改善の啓発活動を充実し、差別解消を図ります。虐待に関しては早期発見と関係機関連携による迅速な対応が必要となることから、日頃より連携を強化します。
	② 成年後見制度の普及啓発、市民後見の推進【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	広報紙、HP、SNS を利用した情報発信を積極的に行うとともに成年後見人制度に関する研修や講習により一般市民の理解を深めます。市民後見に関しては、市民後見人の養成及び支援のほか、協力団体との連携、協働により市民後見の理解の促進を図ります。

3-4 子育て支援

現状と課題、基本的な考え方

<子育て支援及び保育園>

【現状と課題】

「美幌町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てに関する総合的な取組を進めています。子育て支援に関する情報提供及び支援の充実が重要ですが、家庭環境や養育状況の多様化に伴い、子育てに関する相談内容は複雑化・深刻化しています。特に児童虐待については、養育不安、経済的困難、保護者の孤立など様々な要因が重なり合うケースが増えており、早期発見・早期対応のみならず、予防的支援の充実が重要となっています。

【基本的な考え方】

- 「子ども・子育て支援事業計画」に基づく総合的な取組を引き続き推進するとともに、母子保健と児童福祉の機能を一体的に担い、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う体制として、子ども家庭センターの設置および機能強化を図ります。
- 地域における相互援助活動を推進し、多様化する保育ニーズや緊急時の支援に対応するため、育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方をつなぐファミリー・サポート・センターの整備を進め、地域全体で子育てを支える仕組みづくりを推進します。
- 仕事と子育ての両立ができ、安心して子どもを預けられるよう安定した保育サービスを維持するため、認定こども園の存続を前提として、町立保育園の再編や保護者の負担軽減を図ります。
- 放課後児童対策については、義務教育学校の開校を見据え、今後のあり方について検討を進めます。

<母子保健>

【現状と課題】

妊産婦及び乳幼児の健康診査、健康相談、健康教育を実施し、異常の早期発見、早期治療を図るとともに育児に関する指導、相談を行い、子どもたちの健やかな育ちを支援することが必要です。また、近年、家庭環境や養育状況の多様化に伴い、子育てに関する相談内容は複雑化・深刻化しています。特に児童虐待については、養育不安、経済的困難、保護者の孤立など様々な要因が重なり合うケースが増えており、早期発見・早期対応のみならず、予防的支援の充実が重要となっています。

【基本的な考え方】

- 妊娠、出産、育児期における母子保健対策の充実を図り、児童福祉と連携した子ども家

庭センターを中心に、全ての子どもの健やかな成長を育む切れ目のない支援を推進します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)次世代育成支援	①子ども・子育て支援事業の推進【社会福祉課・児童支援 G】	第3期美幌町子ども・子育て支援事業計画に基づき、社会情勢の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子ども・子育て事業の推進を図ります。
	②子育て世代への支援【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	国、道の責務において現状の医療費無償化を継続実施するよう要望し、子どもの健康維持及び増進、子育て世代の経済的負担を軽減を図ります。
(2)子育てに関する相談・支援の充実	①育児に関する相談体制の充実【社会福祉課・児童支援 G】	既存の子育て支援センターやこども家庭センターの設置により、育児に関する不安を和らげ、安心した暮らしが送れるように、子どもの成長段階に応じた情報提供や相談支援体制の充実を図ります。
	②子育てサポートボランティアの人材養成【社会福祉課・児童支援 G】	「子育てのサポートをしてほしい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）」でネットワークをつくり、会員による育児の総合援助活動を行うファミリーサポートセンターを設置し、安全で安心な子育て支援を提供できる人材（会員）の育成を図るとともに、地域で安心して子育てができる体制の整備を図ります。
	③児童虐待の早期発見と速やかな保護をはかる	母子保健と児童福祉の一体的相談機関である「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を通じ、虐待の未然防止・早期発

	相談体制の充実 【社会福祉課・児童支援 G】	見、児童相談所をはじめとする関係機関とのネットワーク強化による迅速な相談・保護体制の充実を図ります。
	④虐待防止支援体制の充実【社会福祉課・児童支援 G】	「こども家庭センター」を設置し、専門的な人材の配置・育成を図るとともに、要保護児童対策地域協議会を通じ虐待の早期発見から事後対応など、継続的に担う体制の構築を図ります。
(3)こども家庭センター・ファミリーサポートセンターの設置	①こども家庭センターの設置【社会福祉課・児童支援 G】	妊娠期から子育て期までの切れ目ない伴走型支援の推進を図るため「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の一体的相談体制の構築を図ります。
	②ファミリーサポートセンターの設置【社会福祉課・児童支援 G】	子育て家庭の支援や育児の負担軽減を図るため「ファミリーサポートセンター」を設置し、地域で相互に助け合う体制の構築を図ります。
(4)ひとり親福祉の充実	①ひとり親家庭への相談体制の充実【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	ひとり親家庭への相談体制を一層充実させ、ひとり親家庭が抱える多様な問題に対して相談しやすく、適切な支援を受けることができるよう相談窓口の情報発信を図ります。
	②ひとり親家庭への就労支援【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	地域ネットワークを強化し、複合的な支援体制の構築を図ることにより、効果的な就労支援の後押しの推進を目指します。
(5)母子保健の推進	①妊婦健診や乳幼児健診等による母子保健事業の推進及び子育て期における相談体制の充実【保健福祉課・健康推進 G】	妊婦、乳幼児が定期的に健診・相談を受けられるよう体制を整備し、母子の健やかな成長と健康の保持増進を図ります。また、こども家庭センターと連携し、妊娠期からの切れ目ない子育て支援に加え、より総合的な子育て環境の整備を推進します。

	②経済的支援の充実【保健福祉課・健康推進 G】	妊産婦や子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育てを支援します。また、子どもを持ちたい夫婦に対し引き続き不妊治療費の一部を助成します。
(6)家庭における食育	①健全な食生活の推進【保健福祉課・健康推進 G】	学童保育所においても低学年からの健康教育を実施し、子どもから妊婦まで各年代を対象に、栄養講話や調理実習などを通じて食育の充実を図ります。これにより生涯にわたり健康で質の高い生活を送るための食育を推進します。

3-5 保育園・学童保育

現状と課題、基本的な考え方

<保育園・学童保育所の充実>

【現状と課題】

町内に教育・保育施設は認定こども園2園と町立保育園2園あり、保育者ニーズに応じて保育サービスの充実に努めています。少子化によって子どもの数が減少しており、将来にわたって安定した保育サービスを提供できる体制整備が必要です。

学童保育所は町内3小学校のすべてに、またコミュニティセンターには児童センターを設置し、放課後児童対策を実施しています。

【基本的な考え方】

- 仕事と子育ての両立ができ、安心して子どもを預けられるよう安定した保育サービスを維持するため、認定こども園の存続を前提として、町立保育園の再編や保護者の負担軽減を図ります。
- 放課後児童対策については、義務教育学校の開校を見据え、今後のあり方について検討を進めます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)教育・保育施設の充実	①特別保育を含めた保育園の充実【社会福祉課・児童支援 G】	保育時間の延長や一時預かり、障がい児保育などの施策を継続し、安心して子育てができる環境の充実を図ります。
	②保育料軽減など子育て世代への支援【社会福祉課・児童支援 G】	第2子以降の保育料無償化及び認定こども園等の通園児への給食費補助を継続し、子育て世代の経済的負担軽減を図ります。

	③ 0 歳児保育・休日保育の推進【社会福祉課・児童支援 G】	共働き世帯の増加や多様な働き方に対応するため、引き続き町内の認定こども園において 0 歳児保育を実施するとともに、ファミリーサポートセンター事業として「休日保育」の実施について検討し、より隙間のない子育て環境を推進します。私立認定こども園の安定的な存続・運営の確保を前提とした、町立保育園の再編を検討します。
	④町立保育園の再編【社会福祉課・児童支援 G】	少子化の進行に伴い、町立保育園の利用児童数が減少している現況を踏まえ、将来にわたって安定した質の高い保育サービスを維持するため、すでに地域で質の高い幼児教育・保育を提供し、本町の子育て環境を支えている私立認定こども園の安定的な存続・運営の確保を前提とした、町立保育園の再編を検討します。
(2)学童保育所等の充実	①学童保育所の充実【社会福祉課・児童支援 G】	留守家庭等となる児童の健全育成を図るとともに、義務教育学校の開校にあわせ、6 年生までの受け入れ態勢を整備します。また、障がいの有無に関わらず子どもたちが共に過ごすというインクルージョンの観点から、学童保育所と放課後等デイサービスの合同イベントの実施などにより、交流の推進について検討します。
	②児童センターの充実【社会福祉課・児童支援 G】	児童が安心して自由に過ごすことができる居場所として遊びの場を提供するとともに、健やかに成長できるよう、児童センター機能の充実を図ります。また、義務教育学校の開設に向け、施設の在り方について検討します。

3—6 保健予防対策

現状と課題、基本的な考え方

<保健予防対策の推進>

【現状と課題】

高齢化が急速に進み、平均寿命と健康寿命（健康に過ごせる期間）を僅差とするためには、各種保健事業の予防対策等の取組が重要です。

本町では、町民一人ひとりが心豊かに健康で長生きを楽しむために「美幌町健康増進計画」を策定し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおける健康課題をとらえ、課題毎の目標を定めて個人や家族、地域、職場、行政など様々な機関等が連携協力を図りながら環境整備や健康づくりに取り組んでいます。また、健康づくりを効果的、継続的に推進するために、生活習慣病、栄養・食生活、身体活動・運動、歯と口腔を重点課題とし、取り組むべき具体的な目標を設定し、健康づくりの推進を図っています。特に生活習慣病対策の一環として健（検）診受診率の向上や生活習慣病の重症化予防が重要な課題となっています。

そして、引き続き高齢期を自分らしく健康に過ごせるよう、成人期から連続した健康づくり対策の仕組みづくりや、医療介護と連携しながらより効果的なフレイル予防対策に取り組んでいくことが必要です。

また、感染症対策については、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ「新型インフルエンザ等対策行動計画」を抜本改定していますが、感染症予防を推進するためには、平時における備えの充実と発症時において迅速に対応する必要があります。

【基本的な考え方】

- 町民が共に支え合い、子どもから高齢者まで心身共に健やかに希望と生きがいを持ち、それぞれが望む「健康」を実現できる持続可能な環境整備を目指します。
- 地域保健活動の推進と健康づくりの実践機能を統合した保健福祉総合センターを拠点とし、乳幼児から高齢者まで町民全ての健康管理と健康増進、福祉の向上を推進します。
- 全ての町民が心豊かに生活できる健康づくりのための食育を推進します。
- 感染症対策は、発生の段階や状況の変化に応じて、柔軟に対応していく必要があることを念頭に、平時からの体制づくりや備えの充実を進め、発症時には、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策を関係機関相互の連携協力を確保しながら取り組みます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)総合的な保健体制の充実	①健康づくりの推進 や保健医療体制の整備充実【保健福祉課・健康推進 G】	保健医療関係団体の活動を支援し、保健医療体制整備および各組織の連携充実・活動の推進を図ります。また、新規クリニックの開設や継承するための初期費用の一部を助成し、安心して医療を受けられる体制の確保を目指します。
(2)保健予防、保健指導の推進	①生活習慣病予防のための各種健（検）診等の実施と生活改善に向けた保健指導の実施【保健福祉課・健康推進 G】	AI を活用した未受診者対策の通知勧奨、電話・訪問勧奨に加え問診を活用して健診の継続受診を促し、受診率向上と生活習慣改善・重症化予防を継続して町民の健康増進を図ります。成人期から高齢期に移行しても継続して健康の保持増進に努められるよう、各種健（検）診、健康づくり事業の周知、提供をします。
	②総合的で連携を強化した地域保健、学校保健、職域保健の推進【保健福祉課・健康推進 G】	地域と学校、職域の連携により、住民の健康を包括的に支える体制を目指し、関係機関との情報交換、出前講座の周知に努めます。
	③予防接種による感染症予防【保健福祉課・健康推進 G】	感染の恐れがある疾病の知識を普及するとともに、発生、蔓延及び重症化を予防するため、各種予防接種を行い健康増進を図ります。
(3)介護予防の推進	①生活習慣病や認知症を予防する生活の理解と自ら健康づくりに取り組める環境の整備等【保健福祉課・健康推進 G】	シニアクラブや各種教室等でフレイルチェックを実施し、安心生活ガイドを活用しながら健康の維持・増進を支援します。また、健診や出前講座で脳の健康チェックを行い、脳の健康に関心を持つ人を増やし、認知症予防を推進します。

(4)介護予防マネジメント体制の確立	①介護予防ケアプランの作成【保健福祉課・高齢介護 G】	ケアプラン点検の実施やケアプラン作成研修会の開催により地域包括支援センター職員のスキルアップを図ります。また、業務量に応じた適切な職員配置を図ります。
(5)健康づくりの推進	①ヘルスリーダーの養成、育成及び活動の推進【保健福祉課・健康推進 G】	ヘルスリーダーの人材確保に努め、行政とヘルスリーダーが一体となって後進の育成を推進し、町民の学習機会の充実を図ります。
	②地域における健康づくりの推進【保健福祉課・健康推進 G】	『美幌町健康増進計画』に基づくライフステージに応じた健康づくりの推進のため、健康相談、出前講座や健康教室を実施し、総合的な健康づくりを推進します。また、新しい取り組みとして、健康マイレージのデジタル化に向けて検討を進めます。
	③質の高い健康運動指導体制の充実【保健福祉課・健康推進 G】	学識経験者や理学療法士等を講師として、運動指導員を対象とした研修を実施し、資質向上に向けた取り組みを進めます。
	④保健福祉総合センターの施設整備及び充実【保健福祉課・健康推進 G】	町民の健康づくりや福祉の活動拠点として、また、災害時における避難場所として機能するための整備充実を図ります。また、施設の老朽化に伴い計画的な改修・修繕を実施します。

3-7 地域医療

現状と課題、基本的な考え方

<保健予防対策の推進>

【現状と課題】

現在の町立国保病院は、平成 12 年に改築し医師 8 名、6 診療科（内科・外科・小児科・産婦人科・整形外科・眼科）体制によりスタートし、経営改善により患者数が増加したものの、医師の退職や非常勤化、科の休診などにより患者数が減少しました。その後、医師招へいの取組により新たな診療科の開設等を行い、平成 27 年 6 月からは、10 科の外来診療体制（外科、整形外科、循環器内科、内科、総合診療科、腎臓内科、小児科、泌尿器科、眼科、脳神経外科）で常勤医師 10 名及び非常勤医師 2 名体制がスタートしました。その後、常勤医師が最大 12 名、12 科体制となりましたが、令和 7 年 12 月現在では、医師の退職等に伴う診療科の見直しにより、常勤医師 6 名・非常勤医師 8 名、8 科（内科、循環器内科、呼吸器内科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、眼科、小児科）体制で診療を継続しています。

地域医療が抱える基本的な課題は人手不足です。特に医師は病院運営の根幹であり、医師の定着に向けて働きやすい環境整備に努めていかなければなりません。

また、病院改築時の施設・設備や高度医療機器が更新時期を迎えており、平成 22 年度から年次的な更新事業に着手しています。今後は施設・設備の延命化や比較的耐用年数の短い医療機器の更新等必要に迫られた投資が多数重なることから、借入金や減価償却費、町からの繰入金の増加が懸念されます。

一方、地域の高齢化により、保健・医療・介護・福祉のネットワークの重要性が高まっており、町内で唯一の一般病床を有する中核病院が果たすべき役割として、病診・病病連携、予防医療、在宅医療など地域包括ケアの取り組みが求められていることから、平成 25 年 4 月に地域医療連携室を開設し、より良い医療環境の構築に向け、取り組みを進めています。

新型コロナウイルス感染症は 5 類へ移行され平時の対応となっていますが、今後においても公立病院として発熱外来の設置や、ワクチン接種等で中核的な役割を果たすため、引き続き新興感染症の発生時の感染拡大に備えた取り組みが必要です。

【基本的な考え方】

- 住民が抱える様々な健康上の不安や悩みを受け止めて適切に対応するとともに、安心して暮らすことができるよう、医療従事者と地域全体が協力していくことが必要であります。

- 救急医療、広域医療に関する体制の維持・向上に努めるとともに、保健・医療・介護・福祉との連携を深めながら在宅医療や予防医療など地域包括ケアを推進し、より良い地域医療環境の構築に努めます。
- 医療従事者不足は地域全体の課題となっているため、特に医師確保に向けてはインターネットによる全国規模の募集継続、北海道の医師確保・定住促進事業との連携、道内外の大学病院との連携強化を図ります。
- 薬剤師・看護師等の業務の負担軽減を目的としたタスクシフト・タスクシェア（業務の一部移管・共同実施）を他職種と連携して推進するとともに、働きやすい職場環境づくりを進めながら人材確保に努めます。
- D P C診療の標準化、加算等による診療報酬の向上に努めます。
- 施設の計画的な改修・修繕実施とともに、高額な医療機器は年次計画を立てた中で更新に努めます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)町立病院事業の充実	①施設・医療機器の更新【国保病院・総務 G】	施設の長寿命化を図るため、施設や設備の計画的な改修・修繕を実施するとともに、医療機器は年次計画を立て更新していきます。
	②固定医師の確保【国保病院・総務 G】	固定医師の確保に向けて、情報収集を継続するとともに、北海道や関連事業所との連携強化を図ります。
	③医療従事者等の確保対策の推進【国保病院・総務 G】	ハローワーク・地元紙・広報誌・人材紹介会社などの媒体を活用した中で、有能な職員確保に努めます。
	④新たな診療科設置の検討【国保病院・総務 G】	来院する患者の傾向を分析し、不足する診療科の充実を検討するほか、医師を招へいし、新たな診療科の設置を継続検討します。

	⑤病床機能の見直し検討【国保病院・医事 G、経営管理 G】	軽度な急性期から回復期までの患者や在宅療養の患者を受け入れる体制を整備するため、引き続き一定数の地域包括ケア病床の確保に努めます。
	⑥DPC 診療の標準化【国保病院・総務 G】	DPC 診療の標準化、加算等による診療報酬の向上のほか、患者のニーズ対応やリハビリテーションの充実などによる患者数の増加を図り、収支改善対策に努めます。
	⑦新興感染症感染防止対策の推進【国保病院・総務 G】	院内感染対策の徹底や感染症対応の人材確保・育成、クラスター発生時の対応方針などの研究を重ね、平時から、新興感染症の対策に努めます。
(2)地域医療体制の充実	①地域包括ケアの推進【国保病院・総務 G】	介護事業者などの関連事業者が連携して包括的なサービスを提供できるよう、ICT を活用した情報共有のネットワーク形成に努めます。
	②広域医療体制の充実【国保病院・総務 G】	北見市や網走市の基幹病院との連携強化により、広域医療体制の充実に努めます。
	③町内医療機関や介護・福祉施設との連携【国保病院・地域医療連携 G】	将来にわたって住み慣れた地域で適切な医療サービスが受けられる地域包括ケアシステムを推進するため、介護・福祉事業所との連携や在宅医療の充実、身近な「かかりつけ医」の普及や定着などに取り組みます。
(3)救急医療体制の充実	①国保病院における救急医療体制の充実【国保病院・総務 G】	圏域内の三次医療機関や近隣の医療機関との連携強化により、一次・二次救急医療体制の維持に務め、救急医療体制の維持・確保に努めます。また、大規模災害発生時においても病院機能を可能な限り維持するため、事業継続計画（BCP）をもとに地域社会の早期復興に寄与します。

基本目標4 農・観・商が連動し、新たな「産」が生まれ続ける活力あるまち【産】

4-1 農業・畜産

現状と課題、基本的な考え方

<農業の振興>

【現状と課題】

本町の基幹産業は農業であり、その中でも畑作3品の小麦、甜菜、馬鈴薯が中心作物としてその多くを占めながら、大豆や青果物など多くの品目が作付されています。

農家数の減少や後継者不足などの問題により、農業の中核となる若手農業従事者や農地所有適格法人の育成・確保、経営継承方式による新規就農者などの確保やパートナー対策が重要であり、農業担い手対策協議会や関係機関・団体と連携を図り、農業青年と女性との出会いの場を積極的に設けることが求められています。昨今の猛暑や他作物への転換等により、寒冷地作物であるてん菜の作付面積が減少しており、輪作体系維持の観点から、新たな栽培技術の導入が求められています。

有害鳥獣による農作物被害が増加しており、特にエゾシカの食害による農作物被害が深刻になっていることから、猟友会美幌支部との連携や侵入防止柵・電気柵の維持及び新設に取り組めます。

農業が持続的に発展していくためには、環境に配慮した対策が求められており、堆肥など有機物を活用した土づくりの推進や土壌診断に基づく可変施肥、また、農業資材が高騰していることから、化学肥料や農薬の効率的な使用に向けたみどり戦略への積極的な取組を推進します。また、生産性の向上や農作業の効率化・省力化を図ることができるスマート農業の導入やコントラクター事業の推進に向けた取組が求められています。

新たな高収益型新規作物を導入した複合経営や新技術の導入など、高収益作物への取組が必要です。

また、物流2024年問題により、農畜産物の輸送も大きな影響を受けていることから、関連産業との連携を深めるとともに、輸送の効率化を図ります。

【基本的な考え方】

- スマート農業に係る農作業機械の導入を推進するとともに、コントラクター事業の拡充を支援します。
- 将来にわたり持続可能な地域農業を発展させ、安定した農業を展開するために、基幹産業を支える意欲と能力のある優れた担い手の育成と確保に努めます。

- 有害鳥獣による被害の増大は農業者の営農意欲の衰退や農業所得の減少を招くことから、エゾシカ侵入防止柵の維持管理や電気柵の新設、鳥獣被害対策実施隊員による駆除を実施し、農作物被害の軽減に努めます。
- 限りある資源を有効活用するために土壌診断による可変施肥や輪作体系の維持などの土づくりに努めます。
- 近年の猛暑に対応するため、新たな作物の導入実証や病害対策、抵抗性品種の導入に努めます。

<畜産の振興>

【現状と課題】

畜産経営を行う農業者は高齢化や後継者不足により減少傾向にあり、輸入畜産物の増加、輸入飼料や燃料、生産資材等の価格の高騰などにより、経営環境はこれまでもまして厳しい状況にあります。こうした状況に対応していくためには、防疫体制の充実・強化による消費者から信頼される安全・安心な畜産物の生産を推進し、作業の効率化などのコスト低減により経営体質の強化が必要です。今後も、拘束性の高い酪農従事者の労働力の軽減と休暇・余暇に向けた酪農ヘルパー事業の取組が必要です。また、美幌峠牧場については、民間事業者による牧場運営を行っており、今後は町有牧場の有効活用と維持管理に努めます。

【基本的な考え方】

- 将来にわたり持続可能な地域農業を発展させ、安定した農業を展開するために、基幹産業を支える意欲と能力のある優れた担い手の育成と確保に努めます。
- 経営コスト高騰の影響を最小限にするため、ICT 活用による省力化や低コスト経営、自給飼料への転換を支援します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分	施策の内容
-------	-------

(1)農業生産環境の保全・整備	①一般農作物原・採種圃設置の推進【農林政策課・農政 G】	地域一体での生産基盤の確立を目指し、JA と協力を図りながら、原採種圃の確保に努めます。
	②農村地区環境保全対策事業の推進【農林政策課・農政 G】	みどりの食料システム戦略に基づき、化学肥料や農薬の低減に取り組む農業者を支援し、持続可能な農業への取組みを推進します。
	③農業生産活動に伴う廃棄物の適正処理の推進【農林政策課・農政 G】	再利用可能な資材の導入を推進し、農村地区の環境保全に努めます。
	④農作物への食害防止対策【農林政策課・農政 G】	エゾシカ侵入防止柵の維持管理及び鳥獣被害対策実施隊員による駆除を実施するとともに、被害の大きい地域では圃場単位での侵入防止対策を推進します。
	⑤てん菜作付面積維持・拡大に向けた支援【農林政策課・農政 G】	輪作体系の維持に欠かせないてん菜の作付面積が減少していることから、関係機関と協力し、てん菜の作付面積維持・拡大に資する取組みを進めます。
(2)担い手の育成確保と生産性の向上	①担い手対策及び花嫁対策の推進【農林政策課・みらい農業センターG】	第三者経営継承による経営移譲希望者の確保は、JA や農業委員会と連携し、対象者の選定を進めます。新規就農希望者の確保は新規就農相談対応等を通じて有望な人材の獲得を目指します。また、農家青年配偶者対策は、婚活コーディネーターと連携して複数による交流会及び個別のマッチングによる出会いの場を設定し、より効果的な婚活事業を展開します。
	②農地流動化対策の推進【農林政策課・農政 G】	地域計画で定めた担い手への農地集約を図り、有効な農地集積や規模拡大に努めます。
	③コントラクター事業の推進【農林政策課・農政 G】	農作物の収穫等を請け負う組織（コントラクター）の規模拡大を支援し、農業者の労働負担軽減に努めます。
	④気象情報提供の推進【農林政策課・農政 G】	営農活動に必要な不可欠な気象情報を提供するとともに、ICT 技術とのデータ連携を推進します。

	⑤農業経営に関する支援体制の充実【農林政策課・農政 G】	農業改良普及センター美幌支所管轄の美幌町、津別町、大空町の関係機関・団体で組織する三町農業推進協議会を通じて、技術指導を行う農業改良普及センター美幌支所の側面支援を行うことで、営農指導体制の充実に努めます。
	⑥農作業の共同化・農業機械の共同利用の推進【農林政策課・農政 G】	共同での農作業機械の導入を推進し、作業の効率化と経費節減を図り、安定した農業経営を推進します。
	⑦法人化の推進【農林政策課・農政 G】	農家戸数減少に伴う経営規模拡大を見据え、農業における法人化の取組みを推進します。
	⑧新規就農者支援の推進【農林政策課・農政 G】	新たな営農類型での営農支援を検討するとともに、新規農業従事者や新規就農者に対して、農作業機械の導入や資格取得に係る助成を行い、担い手の確保・育成に努めます。
(3)新たな農業の展開	①みらい農業センターによる新規農作物の実証試験【農林政策課・みらい農業センターG】	新栽培技術については、有効性や普及性を精査し、新規作物については、有益性や導入価値を見極めた上で関係機関や関係大学、企業等と連携した中で各種栽培試験を実施します。
	②スマート農業の推進【農林政策課・農政 G】	スマート農業機械の導入を推進するとともに、営農システムとの連携により、更なる農作業省力化に努めます。
	③6次産業化の推進【農林政策課・農政 G】	農業所得の向上を図るため、農産加工品の開発、販売機会の拡大について、地域特産品開発支援事業やふるさと納税返礼品の更なる拡充等、6次産業化の取組を推進します。
	④親子や子ども等への農業体験の推進【農林政策課・農政 G】	市民農園の開設や、関係機関・団体と連携しながら、子ども農業学校及び田んぼの学校を開催し、農業に触れ合う場の提供に努めます。
	⑤農村ツーリズムの推進【農林政策課・み	「美幌町農村ツーリズム推進協議会」を事業主体とし、修学旅行、教育旅行、探究学習、農業体験の受入れ

	らい農業センター G】	を積極的に実施します。農家民泊や日帰り農業体験については、JA 美幌、美幌博物館、美幌高校、食品事業者と連携した産業、文化体験や人材交流のプログラムを設定して旅行会社や学校への誘客推進活動を強化します。
(4)食の安全・ 安心対策の推進	①地場産農産物の消費推進【農林政策課・農政 G】	学校給食での地元農産物の使用や町内飲食店との連携により、町内で地場産農産物を消費する場の創出に努めます。
	②クリーン農業の推進【農林政策課・農政 G】	みどりの食料システム戦略に基づき、化学肥料や農薬の低減に取り組む農業者を支援し、持続可能な農業への取組みを推進します。また、家畜排せつ物を有効活用する農畜連携の取組みを推進し、土づくりに努めます。
(5)畜産の振興	①乳用牛の検定の推進と生産振興【農林政策課・農政 G】	乳牛の資質向上や乳質向上及び酪農経営の改善を図るため、各関係機関と連携しながら、酪農家への技術指導を行い、安定した酪農経営に努めます。また、乳質向上や乳量の増加に向け、優良後継牛の確保に努めます。
	②酪農ヘルパーの利用促進【農林政策課・農政 G】	酪農ヘルパーの利用により、拘束性の高い酪農従事者の労働負担の軽減に努めます。
	③公共牧場利用の促進【農林政策課・農政 G】	町所有の公共牧場について、民間事業者による利用を維持しながら、引き続き有効活用に努めます。
	④家畜防疫衛生対策の推進【農林政策課・農政 G】	家畜伝染病自衛防疫組合による予防接種の実施など、家畜飼養者及び関係機関・団体が連携し、家畜伝染病発生を未然に防ぎます。
	⑤肉用牛の生産振興【農林政策課・農政 G】	美幌産和牛の資質向上と市場における優位性確立のため、優良繁殖牛の確保に努めます。

4 - 2 生産基盤の確立

現状と課題、基本的な考え方

<生産基盤の整備>

【現状と課題】

生産性の高い農業基盤を確立するには、効率的かつ安定的な優良農地の確保が最大の基本であり、そのためには、環境との調和に配慮しながら、基盤整備や地力増強に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

また、農業共同利用施設の老朽化が進んでいることから、施設の再編集約・合理化を進め、生産基盤の効率化を図ります。

【基本的な考え方】

- 効率的かつ安定的な農業を展開するには優良農地の確保が最大の基本です。近年多発する局地的な豪雨や長雨、降雹などの異常気象による農業災害被害の未然防止のための農業生産基盤整備を進めるとともに、農業生産物の生産性や収益性を高めるための適量施肥や輪作体系の維持、緑肥作物の導入及び堆肥の投入による地力増進に向けた取り組みを引き続き進めます。

<治山対策の推進>

【現状と課題】

近年、線状降水帯の発生などによる予測困難な局地的豪雨（ゲリラ豪雨）が頻発しています。地滑りや土砂流出等自然災害を未然に防ぐため、今後も、危険箇所を事前に把握し、対応することが求められます。民有地については、森林に隣接する農地など、上方からの土砂流入や下方の法面崩落が連鎖的に発生し、被害範囲を拡大させる恐れがあります。豪雨時に水が集まりやすい場所や、過去に崩落した箇所の周辺など、日常的な点検に加え、土地所有者に対し、自己点検の推奨と啓蒙が必要です。

【基本的な考え方】

- 自然生態系に配慮した治山対策を進め、自然災害を未然に防ぐため、危険箇所の把握・大雨時の巡回を行うとともに、土地所有者に対し、自己点検の推奨と啓蒙に努めます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

--	--	--	--	--

施策

施策の区分		施策の内容
(1)農業地域の土地利用	①生産基盤の整備 【農林政策課・農政 G】	農業振興地域整備計画に基づき、合理的な生産基盤や農業用施設の整備、農地の集積・流動化、農村生活基盤の整備に努めます。
(2)生産基盤の保全・整備	①畑総事業等による土地基盤整備事業の推進【農林政策課・森林農地整備 G】	計画的に土地基盤整備を進め、近年の猛暑や干ばつ等の気象変動に左右されない高品質・安定生産体制の確立を目指します。
	②多面的機能支払事業の推進【農林政策課・森林農地整備 G】	交付金を有効に活用し、農業・農村が持つ多面的機能が将来にわたり適切に維持・発揮されるよう推進します。
	③国営土地改良事業等による造成施設の維持管理及び施設整備の推進 【農林政策課・森林農地整備 G】	国営土地改良事業等により造成された施設（ダム、頭首工、用排水路、揚水機場）の適切な維持管理や老朽化に伴う補修・更新を進めるとともに、畑地かんがい用水施設の整備を推進し、作物の生産性および品質の向上を図ります。
	④共同利用施設の再編集約・合理化 【農林政策課・農政 G】	地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化を推進し、安定した農業基盤の構築に努めます。
(3)環境共生に向けた総合的な取り組み	①営農用水確保のための調査、研究 【農林政策課・農政 G】	施設の老朽化が進んでいることから、計画的な設備更新を実施し、営農環境の維持を図ります。
(4)治山対策の推進	①自然災害等による山腹の復旧・治山ダム等の設置	危険箇所及び治山ダムの点検維持をするとともに、災害発生時には山腹の復旧を行い、治山ダムの設置を検討します。

	【農林政策課・森林農地整備 G】	
	②災害未然防止に向けた状況調査等の継続的な実施、危険箇所等に対する指導【農林政策課・森林農地整備 G】	危険箇所および治山ダムの定期点検と維持管理を行うとともに、町内の崩落危険箇所や林地開発区域等の調査を実施し、必要に応じて土地所有者に対して適切な指導・啓発を行います。

4-3 林業

現状と課題、基本的な考え方

＜林業の振興＞

【現状と課題】

林業の担い手不足と高齢化に加え、不安定な木材価格や資材高騰など、取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。なかでも若年層の確保・定着は喫緊の課題です。森林環境譲与税を戦略的に活用し、就業支援や林業機械の導入補助を行うことで、次世代の担い手が安心して働ける労働環境の整備をさらに加速させる必要があります。

本町が誇る「国際森林認証」については、維持・更新に係るコスト負担が課題となっています。森林環境譲与税を更新費用や森林整備に充てることで、関係団体の負担を軽減しつつ、認証材の安定供給体制の構築を進めていますが、さらに、公共建築物への優先利用やブランド化により他産地との差別化を図り、木材価格への適正な転嫁と市場価値の向上を目指す必要があります。

また「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、環境意識の高まりを捉え、バイオマスボイラーやペレットストーブの普及を図るなど、木質資源を最大限に利活用する取り組みを継続する必要があります。

将来の木材需要を支える「木育」の推進についても、同譲与税を用いた木製品の導入に加え、林業館「きてらす」や小中学校での森林学習を通じ、木と触れ合える環境づくりを継続する必要があります。

【基本的な考え方】

- 国際認証である森林認証を活用し、環境に配慮した持続的な森林整備を推進するとともに、林産業や林家の経営安定、若年層の定着・確保を図り、さらには認証材の安定供給体制の構築に努めます。「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、バイオマスボイラー、ペレットストーブ等の普及を図り、木質資源を最大限に利活用できるような取り組みを進めます。
- 林業館「きてらす」や小中学校での森林学習などを通して、木と触れ合える環境づくりを積極的に進めます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)森林の整備	①森林環境保全整備【農林政策課・森林農地整備 G】	森林経営計画に基づき、町有林の造林・保育・伐採・その他付属する施設（作業路・林道）等の整備維持管理を推進します。
	②野鼠被害の防止【農林政策課・森林農地整備 G】	野鼠被害調査、駆除方法の研究を進め、被害防止を図ります。
(2)付加価値の向上	①国際森林認証林の保持【農林政策課・森林農地整備 G】	国際基準に基づく環境に配慮した適切な森林整備と保持に努めます。
	②国際森林認証取得等による地域材ブランド化【農林政策課・森林農地整備 G】	環境に配慮した国際認証森林から生産された木材・木製品の付加価値向上に向けて、認証材を活用した木製品開発に取り組むとともに、美幌町の森林づくりに賛同する企業・団体と連携し、さらなる認知拡大を図ります。
(3)経営の近代化・効率化の推進	①林業グループの育成・組織強化及び青年林業士を活用した林業後継者の育成強化【農林政策課・森林農地整備 G】	森林の担い手支援金等の支援が積極的に活用されるように周知し、新規就業者の確保と定着を図るとともに、森林組合などの関係団体と連携して育成を図るなど、次世代の担い手が安心して働ける組織体制を目指します。
	②林産物加工施設整備【農林政策課・森林農地整備 G】	森林組合等が運営する林産物加工施設の更新・整備にあたっては、国の補助金の活用を含め、必要な支援策を検討します。
	③町内森林の安定的な森林整備の推進【農林政策課・森林農地整備 G】	林業従事者等への就業支援や小型機械の購入支援を行うことにより、町内における安定的な森林整備を推進し、森林の持つ多面的機能の発揮を図ります。

(4)森林の有効活用	①未来を拓く森林づくり事業の推進 【農林政策課・森林農地整備 G】	ゼロカーボンや SDGs への貢献を目指し、森林づくりに参画する企業等が増えていることから、引き続き「企業の森林づくり」の取り組みを推進します。
	②木とふれあう場所の整備【農林政策課・森林農地整備 G】	木育拠点「きてらす」を通じて木育を推進するとともに、小中学校と連携した森林体験や学習の機会を提供します。児童・生徒が種取りから育苗、植樹までを体験することで、地域の森林資源を守り未来へ引き継ぐ心と、自然環境の大切さを育みます。
	③地域材利用の推進【農林政策課・森林農地整備 G】	美幌町地域材利用推進方針に基づき、多様な分野での地域材利用の先導役として町が整備・施工する公共建築物等における地域材の利用を目指します。
(5)木質バイオマスの普及促進	①木質資源の活用推進【農林政策課・森林農地整備 G】	バイオマスボイラー、ペレットストーブ等の普及を図り、木質資源を最大限に利活用できるよう推進します。

4 - 4 観光・移住

現状と課題、基本的な考え方

<観光の振興>

【現状と課題】

美幌町の観光の核である美幌峠は、コロナ禍を経た旅行需要の回復局面にある一方、従前から季節や時間帯の偏りが大きく、日帰り中心で滞在・周遊や域内消費の拡大につながりにくい状況が続いています。

そのような中、令和6年10月に、本町の観光の起爆剤となり得る屈斜路カルデラトレイル（KCT）が開通し、令和8年度中には、みどりの村の再整備が完了し、本格的に稼働します。これを機に、KCTを基軸とした新たな美幌峠観光の展開、みどりの村を拠点とした滞在プランの形成、既存施設のさらなる利活用、体験型コンテンツ充実などが求められています。

【基本的な考え方】

- 令和8年度策定の第2次美幌町観光振興革新戦略ビジョンに基づき、美幌峠を起点とした滞在・回遊・市街地誘導の仕組みを構築します。
- 既存観光施設の計画的な保全・利活用と広域連携により、持続可能な観光振興を推進します。

<移住の促進>

【現状と課題】

移住・定住について、移住相談拠点施設 KITEN を中心に、積極的に展開してきました。令和8年度からみどりの村と KITEN を一体管理することから、移住を見据えた関係人口・交流人口の創出について、観光施策と連動した展開が必要です。

【基本的な考え方】

- 観光から移住への段階的な導線を一体的に運用し、関係人口・交流人口の拡大を図ります。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)総合的な推進体制、ビジョンの確立	①第2次美幌町観光振興革新戦略ビジョンの推進【商工観光課・商工観光G】	令和8年度策定の第2次美幌町観光振興革新戦略ビジョンに基づき、重点事業の着実な実施とPDCAによる進捗管理を行い、社会動向を踏まえた柔軟な見直しを図ります。
	②観光に係る企業、団体との連携強化【商工観光課・商工観光G】	観光物産協会・商工会議所等との連携による協働PRを継続し、デジタル・SNSを活用した情報発信の相乗効果を図ります。
	③広域観光に対応する関係団体との連携強化【商工観光課・商工観光G】	近隣自治体等との広域連携を継続し、屈斜路カルデラトレイル等の広域資源を活用した周遊・滞在消費の拡大を図ります。
	④観光振興のためのネットワークの構築及び人材育成【商工観光課・商工観光G】	自然や歴史・文化の魅力や価値を紹介し、地域と来訪者を結びつける活動である「インタープリテーション」の考え方を取り入れたガイド人材の育成を進め、地域の魅力を来訪者に伝えられる体制を構築します。
(2)既存施設や観光資源の保全、有効活用	①既存施設等の利用促進【商工観光課・商工観光G】	峠の湯・みどりの村・道の駅等の魅力向上とサービス充実を図り、施設間の回遊を促す仕組みを整備します。
	②美幌峠などの観光資源の保全【商工観光課・商工観光G】	「美幌峠を美しくする会」を中心とした美化活動を継続し、本町を代表する景勝地である美幌峠や白樺並木などの良好な自然環境と景観を維持・保全します。
	③既存施設における計画的修繕の実施及び有効利活用【商工観光課・商工観光G】	峠の湯・道の駅の老朽化対応を計画的に推進します。みどりの村は再整備後の通年活用モデルの確立を図ります。

	④滞在型・周遊型観光の振興【商工観光課・商工観光 G】	美幌峠を起点に、屈斜路カルデラトレイルや白樺並木を経て市街地へ至る周遊ルートを整備し、地域アプリとの連動も視野に入れた滞在・回遊の仕組みを構築します。また、女満別空港からの二次交通を含む広域的な周遊環境の充実について、宿泊税等の新たな財源の活用も視野に入れながら、関係自治体と連携して検討を進めます。
	⑤みどりの村の滞在拠点機能の強化【商工観光課・商工観光 G】	再整備後のみどりの村について、指定管理者と連携した通年活用モデルの確立を図ります。教育旅行・ワーケーション受入促進やオフシーズンの稼働率向上に取り組みます。
(3)観光情報の提供、サービスの向上	①国際化に対応した観光案内の充実【商工観光課・商工観光 G】	多言語パンフレット・案内看板・翻訳サービスの活用により、インバウンド需要に対応した受入環境を整備します。
(4)観光イベントの魅力向上	①観光イベントの充実【商工観光課・商工観光 G】	主要イベントの継続開催と内容見直し・情報発信強化により、誘客と域内消費の拡大を図ります。
(5)移住・定住の推進	①移住・定住受入体制の推進【商工観光課・商工観光 G】	KITEN を核とした移住コンシェルジュによる相談対応を継続し、データベース分析に基づくきめ細かな情報提供を実施します。みどりの村との一体的指定管理による体験型移住促進と、既住民との交流機会の創出を進めます。
	②関係・交流人口の創出【商工観光課・商工観光 G】	ふるさと住民登録制度の活用やワーケーション受入促進により、関係人口の拡大を段階的な定住促進の入口として位置づけ、移住意向の醸成につなげます。

4 - 5 商工業・地域経済

現状と課題、基本的な考え方

<商工業・地域経済の振興>

【現状と課題】

本町の商業は、優れた交通利便性を背景に広域的な商業圏を形成してきましたが、大型店舗の進出やネットショッピングの普及により、既存商店の経営環境は厳しさを増しており、町内の消費拡大を図るため、DX化等により、さらに利便性の高い利用環境を整備することで、消費拡大の効果を最大化していくことが課題となっています。また、中小企業経営者の高齢化に伴う事業承継は深刻な課題であり、中心市街地のシャッター街化防止の観点からも早期の対応が必要です。

工業は農業関連の食品加工業を中心に地域経済に大きく貢献していますが、原材料価格の高騰や人手不足が経営を圧迫しています。企業誘致については交通利便性や災害の少なさを活かし一定の成果を上げていることから、継続した取り組みが必要です。地域特産品については品質に優れるものの、「美幌ブランド」としての認知度が十分ではなく、戦略的なPRと販路拡大が求められています。

【基本的な考え方】

- 地域アプリを域内経済循環の基盤として位置づけ、プレミアム商品券・行政ポイント等を通じた消費拡大を図ります。
- 店舗リフォーム等の支援施策に都市機能誘導区域内外の差別化を設け、中心市街地への機能集約を誘導します。
- 事業承継支援の充実と起業家支援により、活力ある商業の持続を図ります。
- 企業ニーズとマッチングさせるため、労働力確保・生活環境の向上・産業ネットワーク形成を推進します。
- 地域資源を活用した特産品開発・販路開拓を促進し、地域ブランド力の向上を推進します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)経営基盤の強化、経営の近代化	①中小企業融資・助成制度の充実【商工観光課・商工観光 G】	金融機関・商工会議所と連携し、経済情勢に対応した制度の見直しを継続します。補助金・融資制度の一覧化と情報発信により利用促進を図ります。
	②経営相談・指導の強化【商工観光課・商工観光 G】	商工会議所との連携による伴走型支援を継続し、大型店にはできない対面販売・専門サービスの強化に向けた経営改善を推進します。
	③既存企業の振興促進【商工観光課・商工観光 G】	先端設備等導入計画の認定による課税免除を継続し、町内事業者の設備更新や省力化・デジタル化への投資を支援します。
	④事業承継の取り組み【商工観光課・商工観光 G】	国の事業持続化支援への町独自の上乗せ補助を継続し、第三者承継も含むマッチング支援と定着フォローを丁寧に行います。
(2)商業振興・中心市街地の活性化	①空き店舗の活用促進【商工観光課・商工観光 G】	空き店舗家賃補助等を継続し、起業家支援事業等の活用により新規参入を促しながら、第三者承継も視野に入れシャッター街化の防止を図ります。
	②中心市街地の賑わい創出に向けた取り組みの推進【商工観光課・商工観光 G】	来街者が回遊しやすい環境づくりを検討し、国の支援制度も活用しながら関係機関と連携して推進します。併せて、都市機能誘導区域への機能集約に向け、支援施策の区域内外での差別化を図ります。
	③町内消費拡大事業支援【商工観光課・商工観光 G】	地域ポイントシステムや商店街イベント補助を通じ、町内消費の循環拡大と新規顧客開拓を促進します。
	④地域アプリ活用による地域経済活性化【商工観光課・商工観光 G】	デジタル地域ポイントシステムの導入を推進し、町内消費の循環拡大を図ります。併せて、省エネ行動支援をはじめ行政施策と連携したポイント付与の仕組みも視野に入れ、地域経済の活性化につなげます。

(3)工業振興・企業誘致	①企業誘致につながる情報収集の強化【商工観光課・商工観光 G】	企業誘致ガイドブックやウェブ媒体を活用した PR を展開し、関係機関との情報共有体制を維持します。
	②町の資源や特性を活かせる企業の誘致【商工観光課・商工観光 G】	企業立地促進条例に基づく助成を継続し、交通利便性・災害の少なさ等の強みを活かした誘致活動を推進します。
	③研究活動の充実【商工観光課・商工観光 G】	研修参加助成を継続し、技能資格取得支援も視野に入れた次世代の担い手確保を図ります。
	④稲美工業用地の利用促進【商工観光課・商工観光 G】	地域特性を活かした企業誘致を推進し、未利用地の減少に対応した指定範囲の拡大を関係機関と検討します。
	⑤技術改善に対する支援整備促進【商工観光課・商工観光 G】	過疎法等による課税免除・軽減を継続し、デジタル技術導入による省力化を後押しします。
(4)地域特産品の振興	①研究機関、大学等との連携による開発支援【商工観光課・商工観光 G】	研究機関・大学・司厨士協会の専門的知見を活用した特産品の開発・改良を支援するとともに、開発支援制度のあり方を含めた全体的な見直しを行います。
	②地場産品等の販路拡大【商工観光課・商工観光 G】	アンテナショップ出店支援や物産展参加促進を継続し、SNS などを活用した戦略的 PR により認知度向上を図ります。
	③地域特産品の認知度の向上【商工観光課・商工観光 G】	ふるさと納税返礼品への登録促進と PR を強化します。地域ブランドとして定着した特産品については、後継者確保や生産体制の持続性について関係者と検討を進

		めるとともに、司厨士協会との連携事業などを活用し、 ブランド力向上を図ります。
--	--	--

4 - 6 雇用促進・勤労者福祉

現状と課題、基本的な考え方

<雇用環境の改善、消費者保護の充実>

【現状と課題】

労働力不足は、全国的に幅広い業種で課題となっており、本町においても、同様の課題を抱えています。これらの課題を解決するためには、通年雇用の促進、女性・高齢者の就業促進、処遇改善、業務効率化（DXの推進等）、外国人労働者の受入拡大などが求められており、国や道の支援策を活用しながら取り組む必要があります。消費生活については、デジタル化の進展に伴いネットトラブルやSNS投資詐欺など相談内容が複雑化しており、相談員の専門性向上と担い手確保が課題です。

【基本的な考え方】

- 求職者のニーズを把握し情報共有することで企業とのミスマッチによる離職を防ぎます。
- 消費生活相談員のスキルアップ研修等で専門性を高め、啓発・教育により消費者トラブルの未然防止を強化します。
- 町内物価動向調査に基づく住民への適時・適切な情報提供を継続し、家計の自己防衛を支援します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)雇用、労働対策の推進	①技術（資格）の取得支援による雇用の促進【商工観光課・商工観光G】	季節労働者通年雇用促進支援事業を継続し、インフラ系等の生活に直結する分野の有資格者確保を重点的に支援します。また、女性・高齢者・外国人を含め誰もが安心して働き続けられる環境づくりに向け、国の制度動向や地域の実態を踏まえながら、町としての対応のあり方について関係部署と連携し検討を進めます。

	②離職時期における就労機会の提供の推進【商工観光課・商工観光 G】	春季・冬季の就労機会提供を継続し、業種別のミスマッチ解消に向けた分析・対策を関係機関と進めます。
	③勤労者福祉の向上の推進【商工観光課・商工観光 G】	国や道の福祉向上施策の情報提供により労働環境の改善を図り、多様化する働き方に対応した福祉施策を検討します。
	④企業のデジタル化・機械化の促進による労働力確保【商工観光課・商工観光 G】	企業立地促進補助金等を活用し、農業・食品加工・建設等の基幹業種における省力化・自動化を支援し、労働力不足への対応と生産性向上を図ります。
	⑤多文化共生事業【社会教育課・社会教育 G】	地域事業所の労働力確保として、外国人技能実習生などが年々増加する中、地域住民の一員として、美幌町の生活に慣れ親しんでもらえるよう地域住民との交流機会や日本語を学ぶ機会さらには異文化の交流を図るとともに地域住民においても多様性を尊重した多文化や価値観への理解を深め、共生社会の実現に努めます。
(2)消費者の保護	①消費生活相談体制の充実・強化【商工観光課・商工観光 G】	消費者協会と連携した相談体制の充実と相談員の専門性向上を支援し、相談しやすい環境づくりとセンターの周知を推進します。
	②啓発・教育の強化【商工観光課・商工観光 G】	出前講座や広報紙 Q&A 等を通じた全世代への啓発を継続し、被害にあった際のやり取り記録の保存など、被害回復に役立つ具体的な対処法の周知策に取り組みます。
	③町内価格動向調査等のデータ活用【商工観光課・商工観光 G】	消費者協会の価格動向調査と連携し、物価高騰の実態に即した生活支援施策の客観的指標として活用するとともに、調査結果の住民への適時提供を行います。

基本目標5 暮らしと環境が支え合う コンパクトで持続可能なまち【環】

5 - 1 道路網

現状と課題、基本的な考え方

<道路網の整備>

【現状と課題】

本町における道路網は、国道4本、道道6本が交わる道東の交通要衝として、市街地機能の維持や地域間の連携を支えてきました。一方で、人口減少や財政制約の進行により、これまでの拡大・新設を前提とした道路整備を継続することは困難な状況です。国道・道道は、期成会等を通じた要望活動により、一定の整備が進んでいますが、町の将来像や市街地構造との関係を整理した上での体系的な位置付けが求められています。また、町道や橋梁は老朽化が進行しており、限られた財源での効率的な維持管理・更新と、道路網全体を俯瞰した優先順位付けが課題です。

【基本的な考え方】

- 「美幌町コンパクトなまちづくり計画」に基づき、道路網整備を拡大志向から持続可能な維持・更新へと転換し、国道・道道・町道の役割分担を明確化して、道路ネットワーク全体の最適化を図ります。
- 国道・道道は、物流機能確保や災害時の代替路確保の観点を重視し、優先度の高い路線・区間に絞った要望活動を展開します。
- 町道・橋梁は、市街地構造を踏まえた優先順位の再整理により、ライフサイクルコストの縮減と長寿命化を重視した計画的な維持管理を推進します。
- 街路（都市計画道路）は、令和8年4月策定の見直し方針に基づき、必要性の高い路線は適切な整備を検討し、役割の低下した路線は計画見直しを行い、持続可能な街路網の再構築を図ります。また、歩行者動線や通学路の安全確保、街路樹との調和を図った道路整備により、「歩いて暮らせる便利なまちづくり」を実現します。

<除排雪体制の充実>

【現状と課題】

町道の除雪延長は市街地区が113km、郊外地区が266km、合計で379kmとなっており、幹線及び郊外地区を町直営で、市街地の生活道路を民間委託で実施しております。近年は、町直営及び委託業者に係る除雪オペレータの高齢化や担い手不足が課題と

なっています。また、現在、地域助け合いの精神のもと、自治会単位で組織された「たすけあいチーム」により高齢者世帯等に対する除雪活動が行われていますが、今後、高齢世帯や単身高齢者の増加により、除雪支援の需要増加が見込まれる中で、チーム員の高齢化や後継者がいない等が懸念されることから、活動の継続が課題と捉えています。

【基本的な考え方】

- 冬期間における町内の道路交通の安全性を確保し、日常生活や地域産業経済活動に寄与するため、除雪作業の円滑な実施を図ります。
- 町管理道路の除排雪及び路面凍結対策等を適切に実施し、町民生活の安全・安心と経済活動の確保を図ります。
- 国道、道道の除排雪体制についても、計画的かつ速やかな対応を関係機関に要望していきます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)国道・道道の整備	①高規格道路及び一般国道の整備促進【建設課・都市整備 G】	高規格幹線道路については、端野高野道路、女満別空港網走道路の早期開通・着手に向けて、期成会等関係機関と連携して要望します。また、道東縦貫道路についても、調査促進に向けて期成会等関係機関と連携して要望するほか、自然環境による交通障害の解消、老朽化対策、危険箇所の改修など安全・安心な地域交通の確保について、早期の整備を要望します。
	②道道の道路改良整備促進【建設課・都市整備 G】	町道 770 号道路については、道道整備による交通量の増加や、大正橋の幅員が狭いことによる危険性などから、道道との振替による昇格と再整備を要望します。道道北見端野美幌線については、豊岡地区の交通量の増加に加え路面状況が悪化していることから、広域ネットワーク形成のアクセス道路として、改良・整備の推進を図

		り、早期完了を要望します。道道嘉多山美幌線、道道北見美幌線については、早期の整備着手と完了を引き続き要望します。
(2)町道の整備	①計画的な町道整備（道路附帯施設含む）・（橋梁）維持補修の推進【建設課・都市整備 G】	未整備路線の整備や老朽化路線の改修については、美幌町コンパクトなまちづくり計画に基づいた重要路線、町道整備計画、地域要望及び財政運営を勘案し、計画的に整備を推進します。また、維持補修については、橋梁長寿命化計画に基づいた補修や道路ストック点検による補修を行うとともに、町道整備計画を適宜見直し持続可能な整備を推進します。なお、大雨等による町道被災箇所については、再発防止に向けて、道路パトロールの強化に努めます。
	②街路の見直し及び整備促進【建設課・都市整備 G】	「美幌町長期未着手都市計画道路の見直し方針」に基づき、都市計画道路の見直し、再整理を実施するとともに、街路及び道路ネットワーク全体を見直し、持続可能な街路網の再構築を図ります。
	③賑わい道路など特色ある町道の整備推進【建設課・都市整備 G】	賑わい道路など特色のある町道の整備については、官民連携制度の活用などを視野に入れ、関係団体と連携して、事業化への検討、持続的な地域のエリアマネジメント活動の推進を図ります。
(3)除雪体制の充実	①除雪計画と除雪体制の随時見直し【環境管理課・維持管理 G】	気象状況や路面状況を踏まえ、地域住民の安全に配慮した除雪を実施するとともに、除雪計画と現行体制に乖離が生じた場合は随時見直しを行い、効率的で持続可能な除雪体制の確保を図ります。
	②除雪情報の提供【環境管理課・維持管理 G】	町民の除雪作業への理解と協力を得るため、ホームページや LINE、あんしんねっとびほろ、地デジ広報等を活用し、除雪情報を迅速かつ分かりやすく提供します。
(4)地域への除雪活動支援	①たすけあいチームによる除雪活動の継続支援【保健福祉課・高齢介護 G】	住民主体で組織している「たすけあいチーム」の除雪活動を支援するため、小型家庭用除雪機の貸与を継続していきます。また、関係団体と連携しながら、ご近所同士の助け合いや見守りなど、年代を問わず、ボランティア活動の意義について、普及を図ります。

	②農村地区における住民参加による除雪体制の確立【環境管理課・維持管理 G】	通学バス路線や吹きだまり路線など、農村除雪部会への支援を継続し、住民参加による地域除雪体制の維持・充実を図ります。
--	--	--

5 - 2 市街地機能

現状と課題、基本的な考え方

<市街地機能の整備>

【現状と課題】

本町では、都市計画区域 2,447ha のうち 747ha に用途地域を指定し、市街地形成の基盤を整えてきました。現在の用途地域は、人口増加期に設定されたものであり、急速な人口減少により土地利用の実態や将来需要との乖離が生じています。

人口減少段階に移行した現在、新たな宅地造成はほとんど行われず、市街地の空き地や既存宅地を中心に住宅建設が進められています。一方、建物の老朽化や建替えコスト負担等により、中心市街地の建替えや利活用が円滑に進んでいません。また、一部商業系用途地域では空き店舗や低未利用地が増加し、過大な地域指定となっている区域も見られます。準防火地域は、建築更新の実態や延焼リスク評価との乖離が見られる区域もあり、実態に即した適正化が求められています。

【基本的な考え方】

- 「美幌町コンパクトなまちづくり計画」を将来の地図として、拡大を前提とした市街地形成から、既存市街地の更新と集約を基本とする市街地整備へと転換します。
- 都市計画は、社会情勢や土地利用の変化に応じて継続的に変更を行います。都市機能誘導区域の充実に向け、施設整備による拠点充実を検討するとともに、人口増加期に設定された一部商業系用途地域は、住宅系用途地域への変更を進めます。また、準防火地域は適正化を図り、建築更新の阻害要因を整理します。
- 義務教育学校整備予定地周辺では、住宅需要を踏まえた建替え促進により、中心市街地への居住誘導につなげます。なお、建替え促進は、都市計画変更のみでは不十分のため、住宅・店舗リフォーム制度や空き家対策など既存施策との連携に加え、民間事業者との連携により、建替えや利活用が進みやすい環境づくりを推進します。
- 公共施設は都市機能誘導区域内への立地や複合化を検討し、エリア全体の価値向上を図ります。

<公園・緑地の整備>

【現状と課題】

町内の都市公園は、全部で 23 箇所あり、「街区公園」（小規模で身近に設置）、「近隣公園」（大きな面積で数自治会に一つ程度）、「運動公園」（柏が丘公園）「緑地」（網走川河畔公園など）が設置されており、本町の一人当たりの公園面積は、全道平均をは

るかに上回っております。供用開始から年数が経過し、施設・遊具の老朽化が進み、施設・遊具の更新が課題となっています。また、都市機能誘導区域内においては、良好な居住環境の創出が課題となっています。

【基本的な考え方】

- 老朽化した公園施設の更新と維持管理の促進を図るとともに、居住誘導区域における市街地整備、誘導施策と連動した公園・緑地の再配置や集約を図り、住民憩いの場として、多くの人々が集い楽しめる空間づくりを進めます。

<土地利用>

【現状と課題】

限られた土地を守り、有効活用を図るため、適正かつ合理的な土地利用の確保に努めています。快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを進めるには、引き続き計画的な土地利用を進めることが必要となります。

【基本的な考え方】

- 国土法に基づき、適正かつ合理的な土地利用の確保を図り、限りある土地を次代へと引き継ぎます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)コンパクトなまちづくり計画の推進	①計画の進捗状況の確認、効果検証【建設課・都市整備 G】	将来のまちのあるべき規模をイメージした都市機能・居住誘導区域を設定し、災害に強く、生活利便性と生活サービス機能が持続可能な市街地形成を推進します。誘導区域内での住宅需要を踏まえ、住宅・店舗リフォーム制度や空き家対策など既存施策との連携に加え、民間事業者との連携により、建替えや利活用が進みやすい環境づくりを推進し、同じ目的を共有しながら官民連携による一体感のある取組を進めます。

(2)市街地における土地利用の推進	①都市計画区域における土地利用の見直しの検討【建設課・都市整備 G】	将来の人口減少や空き家問題などを見据えた、美幌町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、土地利用実態などを踏まえて、適宜、都市計画変更を行います。また、今後のまちづくりに必要な都市機能の集約や、地域経済の活性化に向けた企業の立地動向、コンパクト化を進める中で将来の土地利用実態に変化が見込まれる箇所については、周辺環境との調和に留意しながら用途変更の見直しを検討し、無秩序な開発行為の防止に努めます。
(3)公園や緑地の整備、維持管理	①公園施設の計画的な更新【環境管理課・維持管理 G】	公園利用者の安全を確保するため、日常点検や遊具点検の結果を踏まえ、危険度の高い施設から優先的に更新・修繕・撤去を進めます。また、公園遊具を整備する際には、教育委員会等と連携して、子供達へのニーズを踏まえた上で遊具の選定を検討します。
	②公園の美化活動の推進【環境管理課・維持管理 G】	自治会やボランティアによる住民参加型の公園美化活動を推進するため、自治会への助成を継続し、地域住民と連携しながら、快適で親しみやすい公園環境の維持を図ります。
(4)中心市街地の緑地整備	ポケットパークの整備【環境管理課・維持管理 G】	中心市街地において、多目的広場やポケットパークなど緑と調和した施設整備を進め、憩いと交流の場を創出するとともに、快適で歩きたくなる市街地環境の形成を図ります。
(5)適正な土地利用の確保	①利用区分に応じた計画的な土地利用の推進【政策推進課・政策統計 G】	都市区域、農業区域、森林区域、自然保全区域の利用区分に応じた土地利用を推進するとともに、国土法に基づき、適正かつ合理的な土地利用の確保を図ります。

5-3 住宅環境

現状と課題、基本的な考え方

<住宅環境の整備>

【現状と課題】

町内には、町営住宅で8団地・69棟・736戸、借上公住で8団地・8棟・59戸の計16団地・77棟・795戸があり、その他に2団地・5棟・84戸の道営住宅があります。町営住宅の建築年別では、昭和50年度～昭和59年度で44棟/272戸(美英・美園・美富ほ・仲町・三橋南)、昭和60年度～昭和62年度で9棟/168戸(三橋南・南)、平成元年度～平成8年度で10棟/194戸(南・美富改良)、平成16年度～平成21年度で6棟102戸(旭)となっており、特に昭和に建設された住棟につきましては、給排水衛生設備等の屋内設備の経年劣化により、戸別に修繕が必要となっております。また、旭団地においても、経年劣化により、屋根・外壁の住棟毎の改善が必要な状況となっております。また、将来推計を鑑みると人口減少や著しい困窮年収未満世帯の減少を踏まえながら、管理戸数の削減若しくは将来的には他団地との集約等を想定していきます。

なお、このような状況のなか、借上公住の借上期間については、令和14年度から令和16年度までの間に借上契約期間満了となり、管理戸数の削減を図ります。

今後も、安全で良好な住環境の維持、向上を図るためには、長寿命化計画に基づき、建替事業及び改善事業の推進と保全団地の補修等を行いながら、民間住宅の耐震化の促進、増加が懸念される空家の適正管理を進める必要があります。

【基本的な考え方】

- 公営住宅は、住宅セーフティネットとして重要な役割を担っていることから、良好な住宅ストックの確保と有効活用を図ることとし、あわせて長寿命化を図りライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、将来的な住宅ストック量の減少が見込まれることから、管理戸数の削減や他団地との集約化を図っていきます。
- 人口減少や建物の老朽化等に伴い、空家等は今後も増加傾向にあるため、地域と連携しながら発生抑制や有効活用を推進させ、管理不全な空家等の所有者には、法に基づく助言や指導を実施し、生活環境の保全に努めます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)公営住宅の整備	① 良質な住宅ストックの形成 【建設課・公営住宅 G】	地域の特性に応じた良質な住宅の整備を進め、住生活基本計画や公営住宅長寿命化計画に沿った住宅ストックの確保と住環境の向上を図ります。
	② 長寿命化とライフサイクルコストの縮減 【建設課・公営住宅 G】	良好な住宅ストックの確保と有効活用、適切な維持管理、建替事業及び改善事業の推進に加え、ライフサイクルコストの観点から経年劣化による修繕費の増加を適切に見据えた計画的な管理を行うとともに、用途廃止も視野に入れた最適な資産の活用・処分を図ります。
(2)民間住宅・宅地整備の推進	① 住宅リフォーム制度の充実支援と耐震改修促進【建設課・建築 G】	住宅リフォーム制度は、令和 8 年度に見直しを実施しました。現行の行政課題を踏まえ、子育て世帯への支援強化として補助率・上限額の引き上げを行うとともに、省エネ促進のため環境負荷低減工事を新たに導入するなどの拡充を行いました。今後も需要予測を行いながら、社会情勢や環境変化に対応した新しい取り組みを取り入れることで、制度の一層の充実を図ります。また、耐震改修は補助制度の周知を図り耐震化の促進につなげます。
(3)空き家対策	① 空家等に関する施策の総合的かつ計画的な実施【政策推進課・政策統計 G】	第 2 次美幌町空家等対策計画」に基づき、「理解・促進」「利活用」「適正管理」の 3 つの基本方針に掲げた具体的な取組を、地域住民や関係団体、民間事業者等と連携し、空家対策に取り組みます。

5 - 4 生活環境・緑化活動

現状と課題、基本的な考え方

<環境との共生・環境の保全>

【現状と課題】

北海道により環境緑地保護地区として指定された町内2箇所の貴重な自然環境や、緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき指定された保存樹林・保存樹木が存在しており、これらの自然環境を将来にわたり保全していくため、関係機関との連携のもと適切な維持管理が図られることが重要となっています。

公害防止については、油流出事故や騒音・悪臭等に関する相談が寄せられる場合があることから、状況に応じて現地確認や原因者への指導など適切な対応を行っています。引き続き、生活環境の保全に向けた適切な対応が求められています。

【基本的な考え方】

- 自然環境については、関係機関と連携のもと、その保全と適切な維持管理が図られるよう取り組みます。
- 公害防止対策については、状況に応じた適切な対応を継続し、町民の生活環境の保全を図ります。

<環境の美化>

【現状と課題】

各自治会、企業、団体等により町内一斉清掃などの清掃活動が行われています。また、自治会連合会環境衛生部会と連携した不法投棄防止に向けた啓発活動や、委託業者による不法投棄防止パトロールを実施していますが、不法投棄は依然として発生している状況です。

緑化・花いっぱい運動については、自治会及び公共施設を対象に花苗配布を行っているほか、フラワーマスターなどを通じて、自治会・公共施設などに住民の協力を得ながら継続して植栽・植樹を行っています。

【基本的な考え方】

- 地域、各種団体と協力し、不法投棄の未然防止や環境美化の推進に努めるとともに、植樹・花壇の植栽や維持など町民の参画を得ながら地域の緑化推進を進め、美幌町の名にふさわしい「美しい」まちを目指します。

＜火葬場・墓地の整備＞

【現状と課題】

柏ヶ丘霊園、びほろ霊園、市街共同墓地は、平成 29 年 10 月より供用開始している合同納骨塚や町外転出等の改葬が増えていることから、近年では返還件数が許可件数より多くなっており、残区画数は増えてきています。

火葬場施設（望岳苑斎場）は、美幌・津別広域事務組合の施設で、平成 6 年 11 月に建築されてから 31 年が経過しており、火葬業務に係る火葬炉操作盤・動力盤などの電気計装設備や燃焼送風機などの付帯設備の更新を令和 7 年度に完了しました。今後においても維持管理の徹底による業務運営が必要となります。また、火葬炉の耐火物・耐火ベッドの修繕は劣化状況により計画的に進めることが必要です。

【基本的な考え方】

- 宗派、祭祀、儀礼にこだわりのない共同墓地及び霊園は、利用動向を確認しながら、利用者等の期待に応えられるよう、整備及び維持管理に努めます。
- 円滑な業務運営のため、火葬炉を中心とした設備の維持管理の徹底及び施設使用者の利便性を図り住民サービスの向上に努めます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)自然環境の保全	① 自然環境保全に対する地域による取組への支援【環境管理課・環境衛生 G】	自然環境保全に向けた地域の取り組みについて、啓発活動を実施します。
(2)公害の防止	① 関係機関との連携による巡視活動の強化と公害に関する企業	公害発生における万全な対応及び関係機関との連携に努めます。また、未然に防ぐための監視活動を実施していきます。騒音・振動の発生源である原因者に対する指導を行います。

	の危機管理意識の醸成促進【環境管理課・環境衛生G】	
(3)環境美化活動の推進	①地域における清掃活動【環境管理課・環境衛生G】	町民主体による地域の環境美化を推進するため、町内一斉清掃及びボランティア袋の配布を継続して行います。
(4)不法投棄対策の推進	①不法投棄の未然防止と早期発見対策【環境管理課・環境衛生G】	警察の協力のもと巡視活動の実施や、報道機関からの発信も依頼し、不法投棄の未然防止を図ります。道路用地等で不法投棄が発見された際には、早期に回収し、啓発のぼり等を設置のうえ、再発防止を図ります。
(5)花や緑による景観の向上及び緑化の推進	①花による景観づくりの推進【環境管理課・環境衛生G】	フラワーマスター連絡協議会と連携のもと、花いっぱい活動を推進します。自治会、公共施設を対象として花苗の無償配布を行い、花いっぱい活動を支援します。
	②緑の保全、回復及び緑化推進の取り組み【環境管理課・環境衛生G】	関係部署との連携による市街地の空き地空間を利用した緑化の推進及び整備を図ります。
	③緑化推進活動の取り組み【環境管理課・環境衛生G】	公共施設や各事業所の協力による緑の創出活動を実施します。緑の募金活動を継続して実施し、集めた募金を街路樹の更新に活用します。
(6)霊園の維持管理	①利用状況に応じた霊園の整備【環境管理課・環境衛生G】	墓地、霊園、合同納骨塚について、適切な維持管理を行い、利用者が安心して利用できる環境を維持します。
	②合同納骨塚の整備検討【環境管理課・環境衛生G】	合同塚の利用が増加傾向にあり、当初の想定よりも早く最大収容数に達する可能性があるため、今後の整備検討に向けて、収容可能数調査を実施します。

(7)火葬場施設 整備事業	①火葬炉及び付 帯設備の整備【広 域組合・消防本 部】	火葬炉および付帯設備は耐用年数や使用状況に基づ き、計画的な更新サイクルを設定し効率的に整備を進め ていきます。
------------------	--------------------------------------	--

5-5 ごみ処理・リサイクル

現状と課題、基本的な考え方

<ごみ処理・リサイクルの推進>

【現状と課題】

ごみ収集は、一般ごみ、プラスチックごみ、資源ごみ、粗大ごみに区分され、戸別収集方式により実施しています。これまで、有害ごみや古衣料、小型家電の戸別収集の開始、ペットボトル分別におけるラベル除去、小型金属の資源ごみ化など、分別区分の見直しや資源化の取り組みを段階的に進めてきました。別ルールは概ね定着しており、そのルールに沿った収集が実施されています。

廃棄物の最終処分については、第Ⅲ期処分場の埋立終了を見据え、第Ⅳ期処分場への移行が進められており、国の方針に基づき、可燃ごみを焼却等の中間処理を行ったうえで埋立処分する体制への転換が求められています。

こうした状況を踏まえ、美幌町を含む斜網地区1市5町（網走市、美幌町、斜里町、小清水町、清里町、大空町）では、斜網地区廃棄物処理組合を設立し、広域による廃棄物中間処理施設の整備を進めており、令和13年度から令和14年度の供用開始を目標として、広域処理体制への移行を図っています。今後は、第Ⅳ期処分場と広域中間処理施設を組み合わせた安定的なごみ処理体制の確保を図るとともに、各種処理施設設備の老朽化への対応、更なるごみ減量化及びリサイクルの推進が課題となっています。

【基本的な考え方】

- 町民、行政、企業などが一体となって、相互の役割と協力のもと、適正なごみ排出の継続、ごみ減量化及びリサイクルの推進に取り組みます。
- 斜網地区廃棄物処理組合設立による広域処理体制への移行に伴い、将来にわたり安定的なごみ処理体制の確保を目指します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分	施策の内容
-------	-------

(1)ごみ処理体制の充実	①分別の徹底に向けた取組と効率的な収集の実施【環境管理課・環境衛生 G】	広域処理体制への移行に伴い、分別ルール及び収集体制の見直しを検討し、将来にわたり安定的な廃棄物処理体制の構築を図ります。また、まち育出前講座や広報誌等を通じて、分別方法に関する理解やマナーの定着に努めます。収集体制については、収集事業者と定期的に連絡会議を開催し、情報共有を図ります。
	②ごみ処理施設の適正な維持管理【環境管理課・環境衛生 G】	計画的に浸出水処理施設の修繕及び更新を実施します。第Ⅰ・Ⅱ期浸出水処理施設の老朽化が進んでいるため、今後の更新の手法について検討を進めます。
	③ごみ埋立処分場の整備【環境管理課・環境衛生 G】	安定的な廃棄物処理を継続するために必要な第Ⅴ期埋立処分場整備に向けた検討を進めます。
	④広域焼却処理施設の整備【環境管理課・環境衛生 G】	斜網地区廃棄物処理組合と連携し、令和13年度から令和14年度を目標とする広域廃棄物中間処理施設の供用開始に向け、構成市町として施設整備に係る協議・検討を進めます。
(2)ごみの減量化とリサイクルの推進	①ごみの減量化とリサイクルの推進【環境管理課・環境衛生 G】	ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する町民理解の醸成に努めます。まち育出前講座や広報誌等を通じて、分別方法に関する理解やマナーの定着に努めます。
(3)広域焼却処理施設の整備	①斜網地区廃棄物処理組合との連携【環境管理課・環境衛生 G】	建設予定地として斜網地区廃棄物処理組合との協議・連携により、広域廃棄物中間処理施設の整備を促進及び推進します。

5 - 6 ゼロカーボン

現状と課題、基本的な考え方

<ゼロカーボンの推進>

【現状と課題】

令和4年3月に2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「北海道美幌町ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。これまで、公共施設への再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの実践、豊かな森林の適切な管理による二酸化炭素吸収源の活用などに取り組んできました。今後は町民や事業者における省エネルギーの取り組みの定着や、再生可能エネルギーの導入促進に向け、情報提供や普及啓発を充実させるなど、更なる地球温暖化対策への取組を進めることが課題となっています。

【基本的な考え方】

- 2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、町民一人ひとりが省エネルギー行動を日常生活の中で選択・実践できるよう、エコ意識の醸成と行動変容を促進します。
- 町の自然条件や地域特性などを踏まえ、地域の実情に応じた再生可能エネルギー設備の導入について継続的に検討し、地球温暖化対策を総合的に推進します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)環境共生に向けた総合的な取り組み	①町民のエコ意識の醸成と省エネルギー行動の促進【環境管理課・環境衛生G】	省エネ行動支援アプリによるエコ意識の醸成と省エネルギー行動の促進を図ります。省エネ行動による経済的メリットに関する情報を発信するなど、エコ意識の醸成に努めます。また、エコと様々な分野を融合した施策の検討に努めます。
	②地域特性を踏まえた再生可能	公共施設を中心に次世代技術の導入も視野に、太陽光発電設備等の導入検討を進めます。産業構造等を踏まえた

	エネルギー導入 の検討【環境管理 課・環境衛生 G】	太陽光発電設備の導入により、地域の活性化に努めま す。また、適切な情報発信により、一般家庭への太陽光 発電設備の普及に努めます。
--	----------------------------------	--

5-7 治水対策

現状と課題、基本的な考え方

<治水対策の推進>

【現状と課題】

網走川をはじめとした町内を流れる河川について、河川整備や地域住民との協同による浚渫、草刈り等により継続した治水対策を進めています。治水対策を進めており、各樋門へのポンプ設置等により、内水の氾濫による冠水の危険性が減少しております。また、浚渫や草刈り等の維持管理などメンテナンス部分での課題があり、冠水対策箇所の整備や更なる浚渫・維持管理を国・道に要望していくことが必要です。また、各樋門のポンプも配備より年数が経過しており、老朽化していることも課題です。

【基本的な考え方】

- 治水対策のための河川環境整備と洪水時の早期情報提供を国・道に要望します。河川の親水機能を考慮した良好な河川環境の保全や自然生態系に配慮し、国・道と連携しながら河川整備・改修を進めて自然災害を未然に防ぐ強い河川づくりに努めます。
- 住民、地域、行政が連携して、魚道設置による生態系の保全及び河川の一斉清掃などの活動を通して治水・環境に対する住民意識の向上を図ります。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)治水対策の推進	①国・道と連携した治水対策の推進【環境管理課・維持管理 G】	河川増水等による浸水被害を防止するため、国・道と連携し、早期の情報共有に努めるとともに、必要に応じて排水路等の河川整備を要望し、治水対策の推進を図ります。
(2)河川整備	①親水性豊かな網走川河川整備	自然環境や生態系の保全に配慮した工法や親水性のある工法などによる改修を関係機関に要望します。

	の推進【環境管理課・維持管理 G】	
	② 河川の浚渫等【環境管理課・維持管理 G】	河川の機能を維持するため、必要に応じて河川の維持管理に努めるとともに関係機関に要望します。

5－8 上下水道

現状と課題、基本的な考え方

<上水道の整備>

【現状と課題】

水道事業は水道料金による独立採算方式で運営しているほか、安心して良質な水を安定供給する必要がありますが、給水人口の減少に伴う給水収益の減少や老朽施設の更新需要の拡大に対応できるよう、将来的な料金改定の検討や老朽施設の計画的更新といった事業の安定経営が課題となっております。また、重要なライフラインであるため、地震等災害時に必要最低限の水の供給が可能となるよう、施設の耐震化や重要給水施設への給水を確保する必要があります。

【基本的な考え方】

- 水質検査計画に基づく定期検査で合格した安全な水を供給するとともに、将来的な料金改定の検討や事務・事業の効率化により経費縮減に努め、給水収益の安定確保により経営基盤強化を図っていきます。
- 将来的に安定給水を確保するため老朽施設の耐震化や水道管路の更新を、財政状況を考慮しながら計画的に進めていきます。

<下水道の整備>

【現状と課題】

公共下水道事業は、町の発展に伴う生活水準の向上等による公共用水域の汚濁の解決策として、昭和 48 年 6 月に事業に着手し、昭和 56 年 10 月には下水終末処理場の一部が運転を開始しました。令和 6 年度末には、予定処理区域 823.9ha に対し、整備区域は 692.6ha、人口普及率で 90.3%となり、事業は順調に進捗しています。なお、公共下水道事業は下水道使用料による独立採算方式で運営しているほか、処理人口の減少に伴う使用料収入の減少や老朽施設の更新需要の拡大に対応できるよう、適正な料金収入の確保や老朽施設の計画的更新といった事業の安定経営が課題となっております。また、個別排水処理事業は、平成 9 年度より下水道計画区域外を対象として、要望又は申請に応じた施設整備を行い、保守点検や検査などの維持管理を行っています。

【基本的な考え方】

- 家庭や事業所の汚水を適切に排除して快適な生活環境を確保するとともに、河川等の水質保全に努めていきます。下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽の設置促進により生活環境の改善と公衆衛生の向上を図り、生活排水による水質汚濁を防止しま

す。さらに水洗化の促進や施設管理・運営の効率化を図り、健全な下水道経営を進め安定した処理体制の充実と生活排水やし尿の適切な処理に努め、効率的な維持管理を進めていきます。

- 浸水被害防止の観点から、状況に応じて雨水出水浸水想定区域図の作成等について検討します。
- 公共下水道事業及び個別排水処理事業は、経営成績や財政状況を明確にし、持続可能な経営を確保するため、令和5年度から地方公営企業法の適用を受けて事業経営をしており、今後とも経営基盤強化への取り組みをより一層進めていきます。
- 持続的に安定した下水道サービスを提供していくために、経営の現状把握を行うとともに、将来の見通しを明らかにし、適正な料金収入の確保や老朽施設の計画的更新により、経営基盤強化を図っていきます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)水資源の確保	① 安定的な水道の供給【上下水道課・営業 G】	安定的な水道の供給を行うため、継続的に流量測定及び水質検査を実施します。
	② 水源の管理対策【上下水道課・営業 G】	水源地の危機管理対策として、部外者の侵入を防止するため侵入警報装置及び防犯カメラ等による監視システムの導入手法を検討します。
(2)水道の整備	① 水道施設の適切な維持管理【上下水道課・施設 G】	既存設備の長寿命化を図るため、設備点検を行い、その結果に基づき、計画的かつ適切に修繕等を実施します
	② 水道施設の計画的な更新【上下水道課・施設 G】	基幹管路の耐震化に加え、老朽化した管路の計画的な更新を実施します。

	③水道利用の普及啓蒙【上下水道課・営業 G】	広報、ホームページの媒体及びふるさと祭りなどのイベントにおいて、安心安全な水道水の P R や普及活動を実施します。
	④水道未普及地域対策【上下水道課・営業 G】	配水管新設など地域からの相談や要望を受け、実情や財政面を考慮し、水道未普及地域への飲料水確保策を検討します。
(3)水道事業の推進	①効率化等による経営改善【上下水道課・営業 G】	経費削減を図るとともに一部地域に遠隔検針が可能なスマートメーターの導入など、経営改善に向けた更なる取組を研究し、安定した経営に努めます。
(4)下水道事業の継続性の確保	①全体計画、事業計画の変更【上下水道課・施設 G】	地域の実績値を用いた推計など、地域特性を踏まえた評価を実施し、長期的な視点に立った計画的な更新計画の構築が必要であります。このことから、施設の長寿命化や雨水処理対策の推進のため、計画の見直しと事業期間の延伸を行い事業の継続を図ります。
	②下水道施設の適切な維持管理【上下水道課・施設 G】	管渠の適正な管理により、排水機能の維持を行うとともに、破損による道路陥没事故を未然に防止します。また、下水道の機能を適正に維持するために、持続的で安定した水質処理を継続した運転管理を推進し、適正な処理による公共水域の水質保全を図ります。
	③下水道施設の計画的な更新【上下水道課・施設 G】	施設の重要度や老朽化状況等から更新が必要と判断された箇所から、処理場施設及び管渠の更新を進め、下水処理の質的向上と維持管理コストの軽減を図ります。
	④異常気象に対応する処理の推進【上下水道課・施設 G】	現状の雨水排水処理能力が低下することがないように、異常箇所が確認された場合等は清掃等の維持管理を行います。
(5)下水道事業及び個別排水処理事業の推進	①下水道及び個別排水処理の経営の健全化【上下水道課・営業 G】	公共下水道事業経営戦略及び個別排水処理事業経営戦略を見直し策定したことにより、下水道施設等の適正な管理や更新並びに財源の確保に努め、安定した経営基盤の確保について検討します。
	①個別排水処理施設整備計画に	個別排水処理施設を維持・継続していくため、経費の節減図りながら、財源の確保に努め、今後も町民の生活

(6)合併処理浄化槽の設置促進と維持管理	基づく計画的な整備【上下水道課・営業 G】	インフラとして機能を継続して果たしていける経営基盤の確保について検討します。
	②個別排水処理施設の適切な維持管理と経営健全化【上下水道課・営業 G】	既存施設の整備・点検等を計画的に行い、適正な維持管理に努め、また、施設の老朽化対策についても可能な限り長く、健全な状態で使用出来るよう、修繕等を実施します。
(7)個別排水処理事業の推進	①個別排水処理経営の健全化【上下水道課・営業 G】	個別排水処理事業経営戦略を見直し策定したことにより、個別排水処理施設等の適正な管理や更新並びに財源の確保に努め、安定した経営基盤の確保について検討します。

基本目標6 多様な学びで個性が輝き、未来に羽ばたく力を育むまち【輝】

6－1 学校教育

現状と課題、基本的な考え方

<小中学校>

【現状と課題】

学校教育の充実のために、学習指導要領の「生きる力」を育むという理念のもと、各学校においては、児童生徒に「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」のバランスの取れた「知育・徳育・体育」を身に付けさせるため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するとともに、「学校・家庭・地域」の三者が、それぞれの役割を認識し、連携・協力を果たすことが求められています。また、小中学校の教育環境の充実については、今後も人口減少、少子化による児童・生徒数の減少が予想されるため、学校の適正な配置が重要な課題となっています。

学校施設や設備、備品等については、老朽化や教育環境の変化に応じた対応が重要であることから、引き続き、緊急性や必要性を勘案した計画的な修繕、更新を図る必要があります。また、学習指導要領の改訂やICT教育に対応した教育環境の整備・充実に努めています。

教育内容の充実としては、地域資源を活用した授業の実施や地域住民の参画による「地域にひらかれた学校」の実現に努めています。今後も「個別の知識・技能」の習得と、「思考力・判断力・表現力」の育成による「確かな学力」の定着、「学びに向かう力、人間性等」の涵養を目指し、併せて、特別の教科「道徳」を要とした道徳教育や、総合的な学習の時間や体験的な活動により「豊かな心」を育み、食育や運動を通じて「健やかな体」を養う教育の推進が必要です。特別支援教育の推進にあっては障がいのある児童生徒の状況を的確に把握し、保護者のニーズや児童生徒に応じた適切な教育の充実に努める必要があります。また、令和13年度開校する義務教育学校においては、美幌町の特色ある教育活動の実践として、目指す子供像の実現と必要な資質・能力の育成のため、9年間を見通した小中一貫教育を進めていく中で、美幌町の特色ある教育活動の要として『英語教育』『キャリア教育』『ふるさと教育』の三つを美幌スペシャルとして位置づけ、系統性と一貫性のあるカリキュラムによる「グローバル教育」を推進します。英語教育では世界を見つめ、キャリア教育では自分を見つめ、ふるさと教育では美幌を見つめ、自己理解、他者理解、相互理解へと視野を広げるグローバル人材を育成していきます。特色ある教育

活動の実践の二つ目として、『知識及び技能の習得』と『探究力の育成』を美幌スタンダードとして位置づけ、系統性と一貫性のある学びで「令和の日本型学校教育」の実現を目指します。今後は、「英語教育」「キャリア教育」「ふるさと教育」を本町の特色ある教育活動の要として体系化するとともに、「知識及び技能の習得」と「探究力の育成」を基盤とした学びの在り方を整理し、系統性・一貫性のある教育課程の編成や実践等を進めることが必要です。

学校給食センターについては、一定の調理器具の更新が終了し、安心・安全かつ安定的な給食の提供の充実が保たれており、今後は、貫流ボイラーや冷温水機など、設備面の安定を図っていく必要があります。

【基本的な考え方】

- 学校、家庭、地域が連携して子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するなど、調和のとれた教育環境づくりを推進します。
- 小中学校 9 年間を見通した切れ目のない教育の推進と持続可能な教育環境を確保するため、施設一体型の義務教育学校による小中一貫教育の導入が必要と判断し、令和 13 年度の開校に向けた準備を進めます。
- 義務教育学校の開校を見据えながら、学校施設や設備の適切な管理や更新を図り、子どもたちの学習環境を整備します。
- 学校生活や学習のために特別な支援を必要とする子どもたちに対し、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の推進を図ります。
- 義務教育学校において、美幌町の特色ある教育活動の柱として『英語教育』『キャリア教育』『ふるさと教育』の三つを美幌スペシャル、『知識及び技能の習得』と『探究力の育成』を美幌スタンダードとして位置づけていくことから、開校を見据えて系統性・一貫性のある教育課程の編成や実践等に取り組みます。
- 国の子育て支援策として、公立小学校における給食費負担軽減制度（給食無償化）が令和 8 年度から開始しますが、国の負担軽減額に対し、本町の小学校給食費は上回る状況にあるため、その差額分を保護者からは求めずに、町が負担することで小学校給食の完全無償化を実現します。
- 中学校給食費についても、国は負担軽減策を検討していますが、実施時期などは未定であることから、町の補助制度を継続し、第 1 子及び第 2 子は半額、第 3 子以降は全額を補助することで、保護者の経済的な負担を軽減するとともに、安心して子育てのできる環境づくりに取り組みます。

<高等学校>

【現状と課題】

美幌高校は、地域の中核を担う教育機関として、これまで数多くの優秀な人材を輩出し、地域活性化にも大きく貢献してきました。普通科と農業科が併設された特色ある教育活動により、国公立大学への進学や高い就職率を誇るとともに、日本農業クラブ全国大会での優秀な成績、地域と連携した商品開発や6次産業化への取組など、その教育成果は高く評価されています。美幌高校では令和6年度から「未来探究」の本格実施により、生徒自らが地域課題を設定し、調査・研究・発表を行う探究型学習を推進しています。また、未来農業科においては、高校生による会社設立など起業家教育にも挑戦しています。これらの取組は、地域資源の活用や地元企業・団体との連携を通じて、地域とともに学び成長する「グローバル・アグリハイスクール」としての特色を一層強化するものとなっています。

しかしながら、現在、美幌高校は生徒数減少という極めて深刻な課題に直面しており、学級減の危機が迫っている状況です。少子化の進行は北海道全体の喫緊の課題であり、公立高等学校の再編・統合は待ったなしの状況です。美幌高校においても、令和5年度には農業科の1学級減が実施され、その影響は看過できません。今後、中学卒業者数の減少が加速する中で、普通科においても学級減が現実味を帯びており、このままでは生徒が地元で多様かつ高度な教育機会を得ることが困難になる事態が懸念されます。

本町ではこれまでも各種支援策を講じてきましたが、現時点では生徒数増加に直接結びつく抜本的な解決には至っていません。このままでは、美幌高校がこれまで培ってきた探究教育や先進的農業教育といった強みを十分に維持・発展させることが困難となり、生徒が安心して地元高校に進学できる環境を将来にわたって確保することが極めて難しくなります。地域の未来を担う美幌高校の存続と発展のためには、これまでの支援の枠を超えた、より強力かつ抜本的な対策を喫緊に講じる必要があります。

【基本的な考え方】

- 美幌町で活躍する人材を美幌町で育成することは将来的な町の人口減少対策や持続可能な地域づくりに不可欠であることから、高等学校への進学を希望する生徒が地元の学校で学ぶことができるよう、美幌高校の魅力化を進めます。
- 美幌高校が地域とともに歩む高校として地域とのつながりを一層深め、結びつきをより強固にするとともに、生徒の多様な学びと成長を支え、高校と地域が共に支え合う取組を進めます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

--	--	--	--	--

施策

施策の区分		施策の内容
(1)小中学校の 教育環境の充実	① 学校施設や備品、教材等の整備充実【学校教育課・総務 G】	既存の各小中学校施設について、義務教育学校開校までの期間、大規模改修は行わず、安全確保と教育活動維持のために必要最小限の修繕とします。開校後の廃校舎については国の補助金を活用した解体を視野に入れながら、全国の活用事例等を参考に有効利用のあり方を検討します。備品・教材については、各教科の学習や多様な活動に対応できるよう計画的に更新します。
	② 教育用コンピュータなど I C T 教育環境の整備充実【学校教育課・総務 G】	一人一台端末の継続的な利用を保证するため、端末のライフサイクルを考慮した計画的な更新と、日常的なメンテナンスの継続を行うとともに、学習指導要領に対応したデジタル教材や、探究学習、個別最適化された学びに対応する多様なコンテンツの導入・活用を促進します。また、ICT 機器の活用促進を図るため、教員向けの研修を継続的に実施します。
	③ 就学に対する支援【学校教育課・学校教育 G】 【学校給食課・学校給食 G】	物価高騰に伴う保護者負担の増加を踏まえ、就学援助制度における支援対象世帯の範囲拡大を検討するとともに、制度の周知及び相談体制の充実を図り、経済的な理由により児童生徒の教育の機会が妨げられることのないよう、就学支援の充実を図ります。また、令和 13 年度の義務教育学校開校に向け、関係機関と連携して通学路や通学範囲を確定させた上で、安全かつ効率的なスクールバスの運行に努めます。
	④ 多子世帯に対する支援【学校給食課・学校給食 G】	国の負担軽減策の実施時期が未定である間も、町独自の給食費補助制度を継続することで、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりに努めます。
	⑤ 小学校教育との連携・接続の強	認定こども園、町立保育園、子ども発達支援センター等の関係機関との連携を強化し、就学前からの相談支援

	化【学校教育課・学校教育 G】	及び情報共有を推進することで、就学時における円滑な引継体制の構築に努めます。また、美幌町特別支援教育連携協議会との連携により、特別な教育的支援を必要とする乳幼児や児童に対して発達状況や教育的ニーズに応じた支援を提供し、就学前から就学後まで切れ目のない教育支援体制の整備に取り組みます。
(2)小中学校の教育内容の充実	①地域資源（自然、環境、人）を活用した学校教育の充実【学校教育課・学校教育 G】	地域のスポーツ指導者を活用した専門的な指導機会の充実を図ることで、児童生徒の技能向上に繋がる学習環境の整備に取り組みます。また、博物館の学芸員と連携し、地域の歴史・自然・文化等を生かした体験授業を推進することで、児童生徒の興味・関心を高めるとともに、主体的に学ぶ力の育成に努めます。
	②体験型・探究型の学習によるふるさと教育やキャリア教育の充実【学校教育課・学校教育 G】	自然体験、産業体験、職場体験等の体験的・探究的な学習を通じて、児童生徒が地域の自然、産業、仕事への理解を深めるとともに、地域への愛着や誇りを育み、将来の夢や目標の実現に向けて、主体的に学び行動する児童生徒の育成に努めます。
	③国際理解教育の充実【学校教育課・学校教育 G】	小学校の外国語活動及び中学校の英語科の授業に外国語指導助手（ALT）を派遣することで、児童生徒が英語に親しみながら、自らの考えや気持ちを英語で表現・伝達する力を育成し、実践的なコミュニケーション能力の向上を図ります。また、ALT との交流を通じて、他言語や多文化への理解を深める機会を充実させ、国際理解教育に取り組むほか、義務教育学校の開校に向けて、中学校の外国語教員が小学校を巡回して交流授業を実施し、小中一貫教育における英語教育の充実を図ります。
	④地域と一体となった学校づくりの推進【学校教育課・学校教育 G】	学校と地域が目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童生徒を育てる「地域とともにある学校づくり」を推進します。また、各学校に設置する学校運営協議会との連携を深め、地域の意見や力を学校運営に生かした教育活動に取り組みます。あわせて、義務教育学校の開校に向けて、従来の小・中学校の垣根を越えた広域的な地

		域連携を推進し、9年間を通じて地域全体で子どもたちを育む体制を構築します。
	⑤ 学校給食センターの充実【学校給食課・学校給食 G】	学校給食センターの運営に不可欠となる大型設備機械又は調理機器等について、耐用年数に応じた年次計画を策定し、安全かつ効率的な調理を遂行するため、整備・更新に努めます。
	⑥ 教育相談や生徒指導の充実【学校教育課・学校教育 G】	問題を抱える児童生徒や保護者に対し、来室での相談、家庭訪問や学校訪問等を通じた相談支援を継続するとともに、サテライト授業において、一人ひとりの状況に応じた適応指導及び学習支援の充実を図ります。また、各学校における児童生徒の不安や悩みなどに寄り添うため、スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実・強化に取り組みます。さらに、教育相談などの取組について一人でも多くの児童生徒や保護者へ支援を届けられるよう広く情報発信に努めます。
	⑦ 教職員の資質・指導力の向上【学校教育課・学校教育 G】	公開授業等を通じた授業改善を継続し、学校全体の指導力向上を図るとともに、網走地方研修センターや道立教育研究所など、専門的な知見を有する機関での研修参加を促進します。また、教員が安心して研修に参加し、研修に専念できる環境を整えることで、最新の教育施策や専門的知識を学ぶ機会を確保し、教職員の資質及び指導力の向上に取り組みます。
	⑧ 特別支援教育の充実【学校教育課・学校教育 G】	特別な支援を必要とする児童生徒の増加を踏まえ、小中学校の特別支援学級等に教育支援員及び特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。また、美幌町特別支援教育連携協議会をはじめとする関係機関との連携を強化し、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、切れ目のない一貫した見守りと支援の提供に取り組みます。
	⑨ 少人数学級の推進【学校教育課・学校教育 G】	町独自の少人数学級事業を継続し、児童一人ひとりの理解度や興味・関心に応じた、きめ細やかな学習指導体制の充実を図ります。

	⑩ 中学校部活動の地域展開の推進【学校教育課・学校教育 G】	少子化の進行による生徒数の減少、教職員の働き方改革、専門的指導者の人材確保等の課題から、学校部活動を継続していくことが難しくなっているため、将来にわたり子どもたちが多様なスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、各種団体や関係機関との連携を図りながら、中学校部活動を地域クラブ等へ展開します。また、地域クラブ等への円滑な展開に向けて、活動場所の調整、指導者の確保、運営体制の整備、保護者負担への配慮など、必要な支援を行うことで、子どもたちが将来にわたって持続的に活動できる環境整備に努めます。
(3)小中一貫教育の推進	① 義務教育学校の開校【学校教育課・義務教育学校整備 G】	「美幌町義務教育学校開校準備委員会」の5つの部会（施設・渉外、教育課程、特別支援、生徒指導、地域連携）において、「美幌町義務教育学校基本構想」に基づき、ソフト面では教育課程や地域連携の在り方等の検討を進めるとともに、ハード面では義務教育学校の基本設計をもとに、実施設計、建設工事を計画的に進め、令和13年度の義務教育学校開校を目指します。
(4)小中学校における食育の推進	① 小中学校における食育の推進【学校給食課・学校給食 G】	地場産食材を使った献立を考案し、「たのしいきゅうしょく」だよりに注釈を記載するほか、喫食前に食材の説明を実施します。また、中学生には栄養価並びに摂取量の重要性を解説するとともに、食品ロスに関する地域環境への影響についても授業を実施します。更に地場産食材や有機野菜など使ったメニューを考案し、学校給食で提供出来るよう取り組みます。
(5)高等学校教育の充実	① 魅力的な高校づくりの推進【学校教育課・総務 G】	探究学習やスマート農業、地域連携といった特色を活かした戦略的な取組を強化し、町内外からの入学者確保を図るとともに、教育環境を充実することで生徒や保護者に選ばれる魅力的な高校づくりを推進します。
	② 義務教育学校との連携によるキャリア教育の	義務教育学校との連携を深めることで、児童・生徒の成長段階に応じたキャリア教育を効果的に推進し、未来を担う人材の育成につなげます。

	推進【学校教育課・総務 G】	
	③ 地域と美幌高校が互いに支え合う共生体制の構築【学校教育課・総務 G】	学校運営協議会をはじめとする協力諸団体との連携を強化し、学校と地域社会との結びつきをより強固なものにします。地域全体で美幌高校の取組や活動を応援し支えるだけでなく、高校も積極的に地域へ貢献することで、互いに支え合いながら共に活躍する共生体制を構築します。
	④ 美幌高校応援組織の設置【学校教育課・総務 G】	町民や地元企業、ボランティア、学校運営協議会をはじめとする協力諸団体などが参加する美幌高校応援組織を設置し、高校と共に美幌高校関連商品の出店、PR 活動、イベント運営などを行うことで、地域とのつながりを深め、高校と地域が共に支え合う取組を進めます。

現状と課題、基本的な考え方

＜生涯学習の充実＞

【現状と課題】

各種機関、団体が主体となって実施する講座や研修、芸術文化鑑賞の機会の提供は引き続き活発に行われておりますが、新型コロナウイルスの影響により、地域活動を担ってきた団体の解散や活動休止、構成員の高齢化等が進み、講座・研修等を主体的に企画・運営する団体や人材が不足している現状にあります。その結果、活動規模の縮小や継続性の確保が課題となっており、今後の担い手確保や活動再活性化に向けた支援が求められています。

情報通信技術の高度化・複雑化により住民の情報取得の手段が多様化する中、町広報以外での情報提供手段として SNS や動画配信サービスを活用した情報提供に努めているところではあります。一方で、スマートフォンやインターネットの利用に不慣れな住民も一定数存在しており、情報が十分に行き届かない、いわゆる「情報格差（デジタル・ディバイド）」の課題も顕在化しています。そのため、シニア世代を中心に、スマートフォンの基本操作やインターネットを活用した情報取得方法を学ぶ講座を開催し、行政情報や地域活動の情報が誰もがアクセスできる環境づくりに取り組んでいます。

町民参画による社会教育行政の充実については、社会教育委員が中心となって令和 3 年度に策定した第 8 次社会教育中期計画をもとに社会教育行政施策推進に努めており、今後の計画の達成状況の検証と次期計画策定に向けた検討が必要となります。また、町民の学びや活動を受け入れるための各施設を今後も円滑に運営していくとともに、令和 3 年度に策定した社会教育施設等長寿命化計画を基に適切な施設管理運営に努めていきます。

各課においては各種講座や教室等の開催にあたり、町民ニーズの変化を捉え、内容や実施方法を柔軟に見直しながら、関係団体と連携して取組を進めており、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加しやすい講座づくりや、地域課題の解決につながる学習機会の提供に努めるとともに、町民の声やアイデアを反映させた事業展開を行い、主体的な学びと地域活動の活性化を図っています。

【基本的な考え方】

- 乳児期から幼児期、そして学齢期において様々な問題に直面するため、その解決のため学校・家庭・地域との連携を密にしながらすべての教育の出発点である家庭、さらには生涯学習の基礎基盤の確立に努めます。
- 今後町民の学習ニーズがますます多様化・複雑化する状況を鑑み、社会教育主事を中

心とした学習相談への対応をはじめ、町民の学習意欲向上のために個々に応じた情報提供に努め「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる環境整備に努めます。

- 社会教育関係団体の代表者や学識経験者で構成する社会教育委員が本町の社会教育行政の方向づけに継続して関わる体制を充実させるとともに、社会教育事業の企画・運営を直接担い、町民の社会教育・生涯学習に対する理解を深める社会教育活動奨励員との連携・協力を継続します。これにより、行政主導ではなく町民の視点を活かした、本町全体の生涯学習の推進体制の確立に努めます。
- 美幌町民会館は、引き続きその施設機能を最大限に生かすとともに、「びほーる」と連動した施設利用を提供し、文化事業やその他の広域的な催しが活発に行われている美幌町の文化を発信する施設として、更なる利用の向上を図ります。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)生涯学習の推進体制の確立	①生涯学習事業の連携、協力【社会教育課・社会教育 G】	多様化する学習内容に対応し、各事業の目的を達成するため各部署や関係機関・団体と連携しながら担当職員や専門職員の専門性を活かし各種生涯学習事業の機会拡充と内容充実を図り、生涯学習社会の実現を推進します。
	②施設の空き情報及びイベント情報、団体・サークル情報の提供【社会教育課・社会教育 G】	町のホームページの効果的な活用をはじめ、情報を伝達する対象に応じて、情報を得やすい方法や様々な機会を通じ情報が伝わるよう周知方法の工夫に努めるとともに、SNS 等で団体・サークルの活動の実践を広く発信します。
	③地域人材の発掘、登録と活用促	地域人材に関する情報収集及び共有を進めるとともに、学校や地域団体との連携による人材活用を促進します。また、教育活動における地域人材とのマッチング機

	進【社会教育課・社会教育 G】	能の充実を図り、学校・家庭・地域が連携した地域全体で学びを支える体制づくりを推進します。
	④サークル活動への参加奨励及び機会の充実【社会教育課・社会教育 G】【スポーツ振興課・スポーツ振興 G】	サークル等が主体となり、サークル開設講座やスポーツ開設事業など主に初心者を対象に広く町民に体験してもらう機会を提供し、団体・サークルの活性化と活動継続化を図るとともに様々な体験機会を作り気軽に芸術文化や趣味スポーツなどに触れる体験を通じ会員の加入促進に努めます。
(2)生涯学習関連施設の整備	①マナビティーセンター設備の整備【社会教育課・社会教育 G】	施設の設備更新や機能維持を図り、利用の促進に努めるとともに老朽化する施設の維持管理と将来的な施設の運営について検討を進めます。
	②町民会館のホール機能整備【社会教育課・社会教育 G】【社会教育課・文化振興 G】	芸術文化の発表をはじめ多様化・高度化する利用者のニーズに応じて、ホールの機能を維持・更新するとともに安全で効果的な施設運営のため、計画的な施設更新整備と運営体制の確立に努めます。
(3)生涯学習活動の促進	①住民参画による生涯学習活動の充実【社会教育課・社会教育 G】	社会教育委員会議などで広く情報交換や意見を反映し社会教育活動奨励員による実践的な活動機会の充実と地域住民主体とする事業の企画を奨励し「みんなのまなび場」の充実を図ります。
	②住民主体による生涯学習活動の奨励【社会教育課・社会教育 G】	自治会連合会青少年部会や女性部会、青年団体等の活動の継続と活性化を図るため、主体的な活動を尊重しながら、支援と連携を図り団体の指導助言と体制の維持強化に努めます。
	③学習情報提供の充実【社会教育課・社会教育 G】	子どもから高齢者、障がい者など、様々な学習情報を広くわかりやすく提供するために、ホームページや SNS などの媒体の他、ロビー展示や事業参加者の口コミなど様々な媒体や手法を凝らし情報の発信と提供に努めます。

	④学習相談の継続、整備【社会教育課・社会教育G】	人生100年時代に応じた様々な相談に対応し、施設や団体、各種講座や指導者など学習に応じた関係機関や関係部局と連携し、相談体制の確立に努めます。
	⑤情報化に対応した学習機会の充実【社会教育課・社会教育G】	情報化に対応し適切な情報を収集できるよう学習環境の整備とスマートフォン活用講座など学習機会の充実を図り、気軽に学び集える場の充実に努めます。

現状と課題、基本的な考え方

<青少年の健全育成>

【現状と課題】

行政が設置する美幌町青少年育成センターと、青少年に関係する52の機関・団体が構成されている美幌町青少年育成協議会が中核になって、「地域の子どもは地域で育てる」、「大人が変われば子どもも変わる」という共通理念のもと連携・協力しながら、巡視活動をはじめ青少年健全育成のための諸活動が円滑に行われています。登下校時の見守りや、不審者発生時の巡視活動、青色回転灯搭載車両による巡視など、町民総ぐるみの活動により、これまで青少年に関する重大な事件・事故が発生していないことは大きな成果です。「子どもみまもり隊」については、現在約2,260名の登録があります。地域ぐるみで青少年健全育成を推進する核となる取り組みであることから、今後も町広報誌や町のホームページなどを通じてさらなる登録者の拡大を目指すとともに、事件・事故の抑止力となる活動を継続します。

社会は、AIやデジタル技術の発達により大きく変化しています。また、価値観の多様化や複雑化が進む中で、これまでの孤立や引きこもりに加え、SNSによるいじめや犯罪に巻き込まれる事件など、社会全体で取り組むべき問題が山積しています。こうした社会状況のもとで、人間性豊かな子どもを育むためには、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの健全育成を身近な課題として捉えていくことが重要です。そのため、青少年育成センターや青少年育成協議会が果たす役割は、ますます重要となっています。

【基本的な考え方】

- 青少年健全育成に関する総合的施策の審議を行う青少年問題協議会を筆頭に、青少年健全育成の中心的役割を担う青少年育成センターの活動推進及び民間団体の美幌町青少年育成協議会の活動支援を継続するとともに、各種巡視活動や「子どもみまもり隊」に加入する町民の輪を広げ、子どもたちの健全育成と非行防止への環境整備に努めます。
- 青少年健全育成の推進は、行政のみならず学校・家庭・地域との連携が必要不可欠であることから、関係機関による合同会議や研修会を開催し相互理解を深めながら、子どもたちの安心安全な環境づくりのため、町民総ぐるみによる環境醸成を進めます。あわせて、孤立や引きこもり、SNS上のトラブル等、多様化・複雑化する課題を共有し、未然防止の視点を重視した取組を推進します。
- 行政間の情報交換や連絡調整を密にしながら学校の実情や望まれる対策、さらには国や道の動向等を把握し、真に望まれる青少年健全育成の取組みを進めるほか、美幌町青

少年育成協議会を含む関係機関・団体が主体的に進める健全育成活動の支援を継続し、「地域の子どもは地域で育てる」の実現のため町全体で推進していきます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1) 青少年の健全育成推進体制の充実	① 青少年健全育成団体等との連携【社会教育課・社会教育 G】	小中高 PTA と地域安全パトロール隊「リトルウイング」との合同会議を開催し、相互理解を深めるべく活動内容の紹介するほか、始業日・終業日の見守り・声かけ運動、夏まつり・ふるさと祭りでの巡視活動について周知し、参加協力の推進に努めていきます。今後も、美幌町青少年育成協議会などの関係団体と協力して連携強化に努めていきます。
	② 子どもを守る安心安全な環境づくりの推進【社会教育課・社会教育 G】	「子どもみまもり隊」が継続的に活動できるよう、登録数を確保するため、チラシの全戸配布や町内のスーパーでの掲示など、広く周知できるよう取り組みます。また、高齢者サークルやシニアクラブ等へ直接説明を行うなど周知方法の拡充を図るとともに、登録者の声や活動事例を広報・ホームページ等で紹介し、「自分にもできる」という意識醸成に努め、登録者の拡大を図ります。
(2) 青少年育成活動の充実	① 生きる力を育む体験活動の充実【社会教育課・社会教育 G】	各部局のそれぞれの専門性（自然・文化・スポーツ・社会体験等）を活用し、多様な学びの機会を提供するとともに、体験だけでなく、自ら考え、発見し、挑戦する探求的な学びの視点を取り入れ、生きる力を育む事業展開を推進します。また、多くの子どもたちに参加してもらうため、各部局との事業開催日が重複しないよう、連携及び調整に努めます。

	②コミュニティ スクールの活動 促進【社会教育 課・社会教育 G】	各小学校区のコミュニティスクール活動を支援するとともに、学校・家庭・地域が連携した活動の充実を図ります。また、今後の義務教育学校化を見据え、地域と学校がより効果的に連携するための本事業の在り方について検討を進めます。
	③ライフステージに対応した家庭教育学級の充実【社会教育課・社会教育 G】	子育てに関連する部局との連携や役割分担を図り、子育て世代の多様なニーズに応じた学習機会を提供するとともに、保護者同士や地域との交流を促進し、家庭や地域がともに学び合う環境づくりを推進します。

現状と課題、基本的な考え方

<図書館の充実>

【現状と課題】

図書館については、直接サービスである資料や情報の収集・保存・提供という本来の役割を一層充実させるとともに、レファレンスサービスを的確かつ迅速に提供することに努めています。また、学校図書館との連携や絵本の読み聞かせ会、読み聞かせ講座、さらに図書館ボランティアの育成など、多様な読書活動の推進にも力を入れています。中でも、次世代を担う子どもたちの読書への関心を高めることを目的に、「子ども未来絵本 036 事業」を積極的に展開しています。

現在、蔵書数はおおよそ 12 万冊を所蔵しており、狭隘な施設の制約を踏まえつつ、管理可能な蔵書数の維持・適正化を図りながら、新館建設に向けた計画的な管理を進めています。昭和 54 年の新築移転から 47 年が経過した施設は老朽化が著しく、全ての利用者が使いやすい環境を実現するためにバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入が不可欠です。さらに、多様化する市民のニーズに応えるため、新しい機能やサービスを備えた施設整備が強く求められています。

【基本的な考え方】

- 図書館の役割や機能は、単なる書籍の保管・貸出にとどまらず、子どもから高齢者まで幅広い世代に対し、家庭や学校、職場以外の「第 3 の心地よい空間」やコミュニティの場を提供するものへと大きく変化しています。こうした多様なニーズに対応するとともに、施設の老朽化問題を解消するため、新図書館の建設に向けた検討を進めます。
- 管理運営の効率化と利用者サービスの向上を図るため、IC タグを用いた蔵書管理や自動貸出・返却システムの導入について検討を進めます。

<博物館の充実>

【現状と課題】

地域の自然・歴史・芸術等の多くの情報・資料について、調査研究活動によりその収集・保管を継続し、情報提供しています。特にその成果を学校のふるさと学習で活用してもらえよう、積極的に資料や情報の収集・提供を進めていきます。観光利用の向上も意識しながら、時代に即した地域情報を発信するために、随時展示室の展示更新を進めておりますが、積極的に様々な分野の方々や施設等と情報交流をさらに進めていくことで、誰もが足を運びたいくなり、地域の自然・歴史・芸術を学べる学習拠点として、常にその機能

充実が可能になると思われますに努めていきます。ふるさと学習で活用する貴重な資料を保管する収蔵スペースが、飽和状態になっていることから、新収蔵庫建設の検討が必要です。

【基本的な考え方】

- 博物館の活動は、様々な分野の主体と連携を進めながら、今後も調査研究・資料収集及び保管・教育普及を継続するとともに、その活動内容の紹介、周知を図るため館のPRを積極的に進めます。
- 周辺整備については、今後年次計画に沿って改修工事や時代に即した改良の検討を図ります。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1) 読書活動の充実	① 図書館における郷土図書資料の充実【図書館課・図書館 G】	貴重な郷土資料の収集・保管を継続するとともに、資料のデジタル化による保存など、新館建設に向け利用者が手軽に閲覧し研究できるシステムの検討を行います。
	② 図書館ボランティアの育成及び活動支援【図書館課・図書館 G】	保育園や小学校での読み聞かせ活動への支援を継続するとともに、図書館ボランティアの育成や会員拡大に向けた支援を強化します。また、ボランティアが主体的に活動できる専用スペースを確保し、町民と共に図書館を育てていく体制を強化します。
	③ 子どもの読書活動の推進、読書習慣の形成【図書館課・図書館 G】	令和 10 年度から 5 年間の第 5 次子どもの読書活動推進計画を策定し、子どもたちがあらゆる機会、あらゆる場所において、自主的に読書活動ができるよう、学級文庫や団体文庫の充実など、発達段階に応じた読書活動を、家庭、学校、地域で積極的に推進します。また、ブックスタートをはじめとする「子ども未来絵本 036 事

		業」を継承するほか、学校図書館とのネットワーク化や巡回司書の強化を図り、生涯にわたる読書環境を整えます。
(2)図書館機能の充実	①新図書館の整備【図書館課・図書館 G】	誰もがいつでも集える魅力的な図書館を実現するため、町民コミュニティの拠点となる新施設の整備計画の策定を進めていきます。
	②情報発信の強化とデジタルサービスの推進【図書館課・図書館 G】	ICTを導入し、時間や場所を選ばない情報アクセス環境の整備や電子図書の導入を検討するとともに、IC タグ管理による蔵書点検の効率化や自動貸出・返却システムによる利便性の高いサービスの提供を検討します。
	③コミュニティ・交流機能の強化【図書館課・図書館 G】	読書空間、学習の場だけでなく、多世代が気軽に集い、ワークショップや対話を通じて新たな知識や交流が生まれる拠点を創出します。
	④ユニバーサル・多文化サービスの展開【図書館課・図書館 G】	身体的・言語的制約に関わらず誰もがストレスなく利用できる施設環境を整え、多様な文化や特性に応じたサービスの拡充を図ります。
(3)博物館の充実	①学校教育との連携の充実【博物館課・博物館 G】	小中学校の教員と連携しながら体験授業を進め、ふるさと学習を充実させます。また、博物館展示資料が、学校で進められている ICT 教育の中で効果的に活用できるように、展示室の環境基盤の整備を進めます。
	②調査研究活動の充実【博物館課・博物館 G】	ふるさとの自然や歴史、芸術等の資料・情報を蓄積するため、学芸員の専門性に応じた調査研究活動を実施し、ふるさと教育拠点施設として、その成果を展示活動や体験活動などに活かします。
	③博物館情報提供の充実【博物館課・博物館 G】	SNS の動向に注意しつつ、町広報誌、博物館情報誌、博物館ホームページ、メールマガジン、インスタグラム等、効果的な媒体を利用しながら、積極的にふるさとの教育資源としての博物館情報を提供します。また、博物館資料のデータベース化を進め、インターネットを通して必要に応じた公開を進めていきます。さらに、各種展

		示においては、デジタル技術情報等の動向に注意しながら、効果的な手法を取り入れて、ふるさとの自然・歴史・芸術等の情報を提供していきます。
	④ 博物館施設周辺の整備【博物館課・博物館 G】	老朽化による施設及び設備等を、年次的に改修・更新し、来館者の利便性を高めます。また、飽和状態の収蔵スペース確保のため、新たな収蔵スペース確保の実現に向けた情報収集に努めていきます。
	⑤ 様々な分野の主体との連携強化【博物館課・博物館 G】	みどりの村指定管理業者をはじめ、教育や研究等の分野に関連した施設や企業らと情報交流を図りながら、地域に根ざした調査研究活動や教育普及活動を進めます。

現状と課題、基本的な考え方

<文化・芸術活動の振興>

【現状と課題】

本町において、文化・芸術活動を行っている団体・サークルは会員の高齢化により、特に新型コロナウイルスの流行を境に団体数が減少するなど衰退している現状にあります。

町民会館「びほーる」を拠点として、今後も文化活動を維持し活性化するためにも、美幌町文化連盟加盟団体を中心に多くの町民が文化活動に参加することが出来るよう環境を整備し、文化に親しむことのできる活動を奨励していくとともに、活動を通じて本町の未来の文化の担い手を育成していく取り組みが必要です。

また、本町では、一流の出演者等を招へいして様々な公演などを開催し、芸術鑑賞機会の提供に努めています。さらには、未来のアーティスト育成を継続的に取り組み、芸術文化におけるコンクール等で活躍する青少年を支援し、本町の文化振興につなげていくよう努めています。

びほーる機能の維持更新が課題となっていますが、「中ホール」「小ホール」の持つ機能も活かしながら、幅広い年代に対し文化を広める機会作りを行う必要があります。

博物館においては、ふるさと美幌町にゆかりのある作家をはじめ、町内外で活躍された作家が残している絵画や彫刻をはじめとする貴重な芸術作品が数多く収蔵されており、常設あるいは各種展示会等を通して公開されており、芸術教育の普及に努めています。

【基本的な考え方】

- 芸術や文化活動への意識を高めることは、心の豊かさと潤いをもたらし、活力あふれる地域づくりの基礎となることから文化振興の方針を共有できるようにしていきます。
- 様々な分野と様々な世代が会し文化に触れ、交流を深めることで文化が継承されていく土台作りを行います。
- 「びほーる」を文化活動の拠点として、幅広く多様な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、発表の場の充実を図り、町民の生活の質の向上や文化活動の充実・発展を目指します。さらには児童・生徒への芸術鑑賞機会の提供や発表機会の確保、児童・生徒の豊かな感性を育むとともに将来のアーティストを目指す子どもたちの支援を積極的に行うことで、芸術文化に対する意識の向上を図ります。
- 博物館は、地域文化の情報や資料を保管して、次世代に伝えるための「地域文化の収蔵庫」です。このため多くの資料を記録して管理・保存していくことが求められていますが、温湿度管理が可能な収蔵庫は手狭になったことから新たに建設することを検討し

て、ふるさとの歴史民具等の資料、生物等の標本資料、絵画等の芸術資料等、地域文化を伝える資料の収集・保管を今後も継続して実施します。

<文化財の継承>

【現状と課題】

私たちは、過去の先人たちが残してくれたすぐれた文化を、しっかり受け継ぎ、後世に伝えていく義務があります。町内には、貴重な町指定文化財や史跡や遺跡があり、その保護を進めると同時に、解説板の設置等を通じて、その啓蒙に努めています。また、埋蔵文化財発掘調査・遺物資料の整理、継続的な郷土資料の収集・保管等を通じ、先人たちの暮らしの足跡を記録していくとともに、その啓蒙普及活動を進めています。現在、町文化財として4件の指定がありますが、その一部で、高齢化による後継者不足により、民俗芸能指定文化財の存続が難しくなってきたり、環境の変化等により、植物自生地指定文化財の植物株の減少が見られたりするようになりました。これら現状に対して、その対策を講じる必要性が生じ始めています。

【基本的な考え方】

- 関係機関や団体等との連絡を密にしながら、町指定文化財の保護・保全、及びその啓蒙を進めていきます。また、継続して情報収集等を進め、町の文化遺産としての貴重な文化財の発掘を随時進めていきます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)芸術文化活動の促進	①芸術や文化活動団体の育成、援助【社会教育課・文化振興G】	文化団体が自ら企画する学習活動（技術講習会等）への補助を実施します。文化団体の組織化に関する相談窓口として求めに応じて支援します。文化に関する講座の実施により、文化活動への意識を高め、将来の文化の担い手育成につながるよう取り組みを進めます。

	②サークル・団体の活動成果の発表と交流促進【社会教育課・文化振興 G】	文化祭の継続実施による町民の発表機会を確保するとともに若い世代から芸術文化に触れ、互いに交流できる事業として実施できるよう取り組みを進めます。町民会館小ホールやギャラリー等を活用した町内外のアマチュアのアーティストによるコンサートやロビー等を活用した展示の機会を提供します。また、発表会等実施における支援を継続して行い文化活動が継承されていくようさらに取り組みを推し進めます。
	③芸術鑑賞事業の内容充実【社会教育課・文化振興 G】【博物館課・博物館 G】	町民の要望に沿った芸術文化の鑑賞機会を町民による実行委員会とともに実施していきます。博物館においては、芸術展示作品を随時更新するとともに、町内施設を中心に作品の貸出や展示を進めます。さらに、芸術をテーマにした講座や展示会の充実を図ります。
	④町民主体による芸術鑑賞事業の奨励【社会教育課・文化振興 G】	町民による実行委員会と共催し、特に若者に芸術文化に親しむ機会づくりとして、鑑賞事業を実施します。
(2)町民参画による文化振興	①文化振興計画の策定と推進【社会教育課・文化振興 G】	美幌町文化連盟並びにその他文化関係団体等に参画いただき、芸術文化に関する今後の目標を共有し、方針づくりについて協議検討を行います。
(3)文化財や郷土資料等の保全、継承	①文化財の保全保護及び啓蒙活動【博物館課・博物館 G】	定期的な町指定文化財の点検を進め、文化財の保護・維持に努めます。また、逐一新たな情報収集に努めます。さらに、文化財をテーマにした教育活動や情報発信に努め、町の観光振興へも連動できるよう啓蒙活動を進めていきます。
	②郷土資料の収集【博物館課・博物館 G】	貴重な文化財や郷土資料を収蔵する収蔵庫が、飽和状態をきたしているため、収蔵スペース確保のため、新たな収蔵スペース確保の実現に向けた情報収集に努めていきます。
	③地域文化伝承者の発掘、調査	積極的に機会を設け、地域にいる高齢者を中心とした方々から、地域文化に関する聴き取り調査を進めます。

	【博物館課・博物館 G】	
--	--------------	--

現状と課題、基本的な考え方

＜スポーツの振興＞

【現状と課題】

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた地域社会の形成や人々の心身の健全な発達に必要不可欠です。しかしながら、近年はITの発達などによりライフスタイルも変化し、生活の中で運動する機会が減少する傾向にあり、子ども達の体力低下や運動不足による心身の影響等が懸念されています。スポーツの普及振興には関係団体等との連携が不可欠であり、スポーツに親しむ環境づくりが重要です。

既存スポーツ施設は、老朽化や耐震補強が必要なことからスポーツセンター・トレーニングセンターの耐震改修を実施し、あわせて冬期間の健康保持増進と体力づくりのため屋内多目的運動場を整備しました。今後も、老朽化するB&G海洋センターやスキー場のリフト、圧雪車など計画的な更新整備が課題となっています。

そうした中、各スポーツ団体は活発な活動を行っており、各競技会等において優秀な成績を収めていますが、指導者や活動を支える方の高齢化や指導者不足が課題であることから、中学校の運動部活動の地域展開も視野に入れた指導者の確保と育成、各団体の活動を支援していくことが必要です。また、これまではトップチームによるスポーツ合宿の実施により、少年団等への直接指導など、競技力の向上と地域振興が図られてきていましたが、現在では町内に大勢で宿泊できる施設が不足しているため、合宿の受入が困難な状況となっています。

【基本的な考え方】

- スポーツは、子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層が多様なレクリエーションにより交流することが可能であり、交流することにより地域コミュニティの活性化が図られます。このような活動を継続するため、スポーツ関係団体や学校及び地域と連携・協力しながら、地域全体でリーダーや指導者等の人材育成と支援に努めます。
- スポーツを通じ、心身の成長と活力を促し、健康増進や子ども達の体力向上と個性を伸ばし、トップレベルの選手として活躍できる人材を育成するため、部活動の地域展開を見据えスポーツ少年団や地域クラブの活動支援を継続して行うとともに、地域特性に合わせた環境を整備します。
- オリンピアンなどのトップアスリートとの交流を通じ、子どもたちが将来に向かって夢と希望を持てるよう体験の機会を提供するとともに、多様なスポーツニーズに対応できるよう施設環境を整え、利用者が安全かつ快適に活動できるよう、老朽化した施設の

改修を計画的に進めます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)生涯スポーツの振興	① スポーツ振興の充実【スポーツ振興課・スポーツ振興 G】	スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブと連携してスポーツ活動や教室を開催するとともに、「する」「みる」「ささえる」など、多様な関わり方を促進し、誰もがスポーツを楽しめる環境を充実させます。
	② 美幌町スポーツ推進計画の実行【スポーツ振興課・スポーツ振興 G】	本町が目指すべきスポーツ振興の方向性を示した「美幌町スポーツ推進計画」について、期別ごとに検証・見直しを行い、進捗状況の把握や、時代のニーズに合わせた施策の最適化を図ります。
	③ 体力向上の取り組み【スポーツ振興課・スポーツ振興 G】	運動やスポーツに対する興味関心を高め、意識の醸成を図るため、スポーツ団体と連携しながら、各世代を対象としたスポーツ教室等を開催し、運動機会の提供を推進します。
(2) スポーツ施設の整備、活用	① 既存施設の耐震化【スポーツ振興課・スポーツ振興 G】	施設の機能維持と長寿命化を図るため、計画的な点検・修繕により、劣化の進行を防ぐとともに、機能の最適化に努めます。
	② 既存施設の維持及び更新【スポーツ振興課・スポーツ振興 G】	補助金や基金の活用を検討し、老朽化したスポーツ施設の計画的な改修・更新に努めます。
	③ B&G 海洋センター整備【スポーツ振興課・スポーツ振興 G】	施設・設備の老朽化を解消するため、補助金の活用など、財源の確保を踏まえた整備計画を策定します。

	ツ振興課・スポーツ振興 G】	
(3)スポーツ活動の促進	①指導者の確保、育成、研修機会の充実【スポーツ振興課・スポーツ振興 G】	部活動の地域展開を見据えた指導者資格取得者への支援拡充に向けた検討を進めるとともに、指導者の資質向上や指導者間の連携を促進する研修会の実施や体制整備を推進します。
	②競技スポーツの技術力向上【スポーツ振興課・スポーツ振興 G】	スポーツ講演会などを通じてトップアスリートとの交流の場を設け、スポーツへの意欲や技術力の向上を図ります。
	③スポーツ合宿の誘致促進【スポーツ振興課・スポーツ振興 G】	関係団体と連携してスポーツ合宿の受け入れ体制を整え、トップレベルのスポーツを町民が体感できる機会を創出します。